
ユニットプライス型積算基準
〔試行用〕

平成22年4月

農林水産省 農村振興局

第I編 総則

第1章 総則	4
① 適用範囲等	
1 適用範囲	
2 ユニットプライス	
3 設計書の作成	
② 請負工事の工事費構成	
1 工事費の基本構成	
第2章 工事費の積算	6
① 直接工事費(ユニット)	
1 総則	
2 算定方法	
3 特許使用料	
4 水道・光熱電力料	
5 数量	
6 端数処理	
② 間接工事費(ユニット)	
1 総則	
2 算定方法	
③ 間接工事費等の項目別対象について	
1 標準的なユニットプライスが設定できていないユニット区分	
2 処分費等を含むユニット区分の取扱い	
第3章 一般管理費等及び消費税相当額	28
① 一般管理費等	
1 一般管理費の項目及び内容	
2 付加利益	
3 一般管理費等の算定	
4 一般管理費等率の補正	
② 消費税相当額	
第4章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算	31
① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について	
1 増し分費用の範囲	
2 増し分費用の算定	
第5章 設計変更	32
① 一般事項	
② 設計変更における単価等の取扱いについて	
③ 設計変更時における単価等の算出方法	
④ 設計変更における留意事項	
⑤ 単価合意が成立しなかった場合の積算	
第6章 日当たり施工量	36
① 日当たり施工量	

第Ⅱ編 共通条件

第1章 共通条件	38
第2章 土量換算係数等	39
① 土量の変化	
② 土量換算係数	
③ 土質区分の対応	

土の流れの概念図及び対応ユニット

第Ⅲ編 ユニット

【目次】

【本編】

- 3.1 直接工事費 (ユニット)
- 3.2 間接工事費 (ユニット)
- 3.3 一般管理費等

第 I 編 総 則

第1章 総則	4
第2章 工事費の積算	6
第3章 一般管理費等及び消費税相当額	28
第4章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算	31
第5章 設計変更	32
第6章 日当たり施工量	36

第1章 総則

① 適用範囲等

1 適用範囲

本ユニットプライス型積算基準は、農林水産省直轄のユニットプライス型積算試行対象工事（工事区分：管水路工事・水路工事）の請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2 ユニットプライス

ユニットプライスとは、ユニット区分（請負代金の総額を構成する基本区分）毎の単位当たり価格で、材料費、労務費等の直接必要な費用のほか、当該費用に関連する経費等を含んだものであり、ユニット区分は直接工事費（ユニット）、間接工事費（ユニット）、一般管理費等に大別される。

なお、ユニットプライス型積算方式では、ユニット区分を単位として設計書を作成する。

3 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、明確に作成しなければならない。

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-2 請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 直接工事費（ユニット）

直接工事費（ユニット）は、箇所または工事種類により各工事区分を工種、種別、ユニット区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費、直接経費及び間接工事費（一部）を含んだユニットプライスを用いて積算するものとする。なお、直接工事費（ユニット）は、当該費用に関連する現場管理費を含んだものである。

(2) 間接工事費（ユニット）

間接工事費ユニットは、直接工事費（ユニット）に計上しない共通仮設費及び共通仮設費（率計上）で構成するものである。なお、各間接工事費（ユニット）は、当該費用に関連する現場管理費を含んだものである。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたり、企業の経営、管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用及びその経営を継続していくための費用で、一般管理費及び付加利益からなる。

(4) 消費税相当額

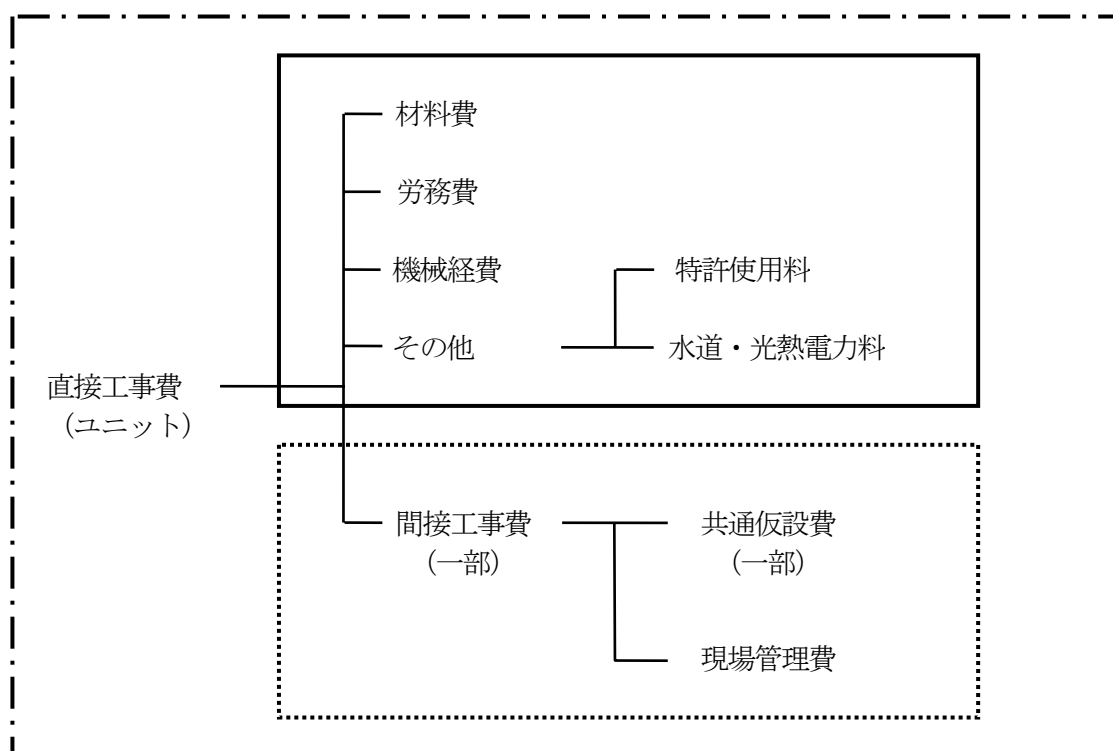
消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費（ユニット）

1 総則

直接工事費（ユニット）は、箇所または工事種類により各工事区分を工種、種別、ユニット区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費、機械経費、その他（特許使用料、水道・光熱電力料等）及び間接工事費（一部）を含んだユニットプライスを用いて積算するものとする。なお、直接工事費（ユニット）に含まれる間接工事費（一部）は次に掲げるものとする。



(注) [---] : 直接工事費(ユニット) [] : 直接工事費 [] : 間接工事費(一部)

1-1 共通仮設費（一部）に区分される費用

間接工事費（一部）のうち、共通仮設費（一部）に区分される費用は以下のとおりである。

(1) 運搬費

1) 器材

- (イ) 仮設材等（型枠、支保材、足場材、敷鉄板、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用
- (ロ) 積込み取り卸し費（仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板）及び敷鉄板、橋梁等架設支保工の基礎用鋼矢板又はH形鋼の積込み取り卸し費）

2) 建設機械 20 t 未満

- (イ) 日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用

3) 建設機械 20 t 以上

- (イ) 建設機械の自走による運搬に要する費用
- (ロ) 日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用
- (ハ) 現場内小運搬に要する費用

(2) 準備費

1) 準備及び後片付けに要する費用

- (イ) 準備に要する費用
- (ロ) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

- (イ) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用
- (ロ) 縦、横断面図の照査等に要する費用
- (ハ) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用

3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）

(3) 技術管理費

- 1) 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用
- 5) 建設材料の品質記録保存に要する費用
- 6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- 7) コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- 8) PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- 9) 塗装膜厚施工管理に要する費用
- 10) 施工管理で使用するOA機器の費用

(4) 営繕費

- 1) 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用

1-2 現場管理費に区分される費用

間接工事費（一部）のうち、現場管理費に該当する費用とは、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、以下のとおりである。

(1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

- 1) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- 2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- 3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用
- 4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 5) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 安全訓練等費

現場労務者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(3) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与等の費用

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬・運転者、世話役等で材料費、労務費、直接経費、共通仮設費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(4) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(5) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

(6) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

(7) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

(8) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(9) 動力用水光熱費

事務所及び宿舍等で使用される電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）

(10) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

(11) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(12) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課

ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(13) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他損害保険の保険料

(14) 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要となる経費

(15) 工事登録等費

工事实績の登録等に要する費用

(16) 雑費

(1)から(15)までに属さない諸費

2 算定方法

直接工事費（ユニット）の算定は以下によるものとする。

2-1 過去の合意単価の実績により得られた、標準的なユニットプライスを適用する。

上記の手法で設定できない場合は、以下の手法にてユニットプライスを算定する。

なお、適用に際しては、2-2の手法を2-3の手法に優先する。

2-2 現行の積算基準によってユニットプライスを算定する。

本手法は以下のとおりとする。

その場合、直接工事費と処分費を同じユニットプライスとして、内在させないように留意する。

(1) 土地改良工事積算基準（土木工事）で直接工事費を算定する。

(2) 直接工事費に表1の率を乗じて、ユニットプライスを算定する。

表1 間接工事費（一部）

工事区分	共通仮設費（一部） K r	現場管理費 J o
管水路工事	6.82 %	20.86 %
水路工事	4.15 %	22.47 %

算定式

【ユニットプライス算定式】

$$\text{ユニットプライス} = P + P \cdot K r (\%) + (P + P \cdot K r (\%)) \cdot J o (\%)$$

ただし、 P: 土地改良工事積算基準（土木工事）で算出した直接工事費

K r: 共通仮設費（一部）率（%）

J o: 現場管理費率（%）

2-3 見積りによってユニットプライスを決定する。

本手法は2-1と2-2の手法が適用出来ない場合に適用する。

その場合、直接工事費と処分費を同じユニットプライスとして、内在させないように留意する。

(1) 見積りによって直接工事費を決定する（原則として5社以上から徴収）。

(2) 直接工事費に表1の間接工事費（一部）の率を乗じてユニットプライスを算定する。

3 特許使用料

3-1 適用範囲

直接工事費（ユニット）の特許使用料に適用する。

3-2 費用内訳

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

4 水道・光熱電力料

4-1 適用範囲

直接工事費（ユニット）の水道・光熱電力料に適用する。

4-2 費用内訳

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

5 数量

土地改良工事数量算出要領（案）に基づく設計数量を計上するものとする。

6 端数処理

(1) 設計単価は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(2) ユニット区分の設計数量×設計単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

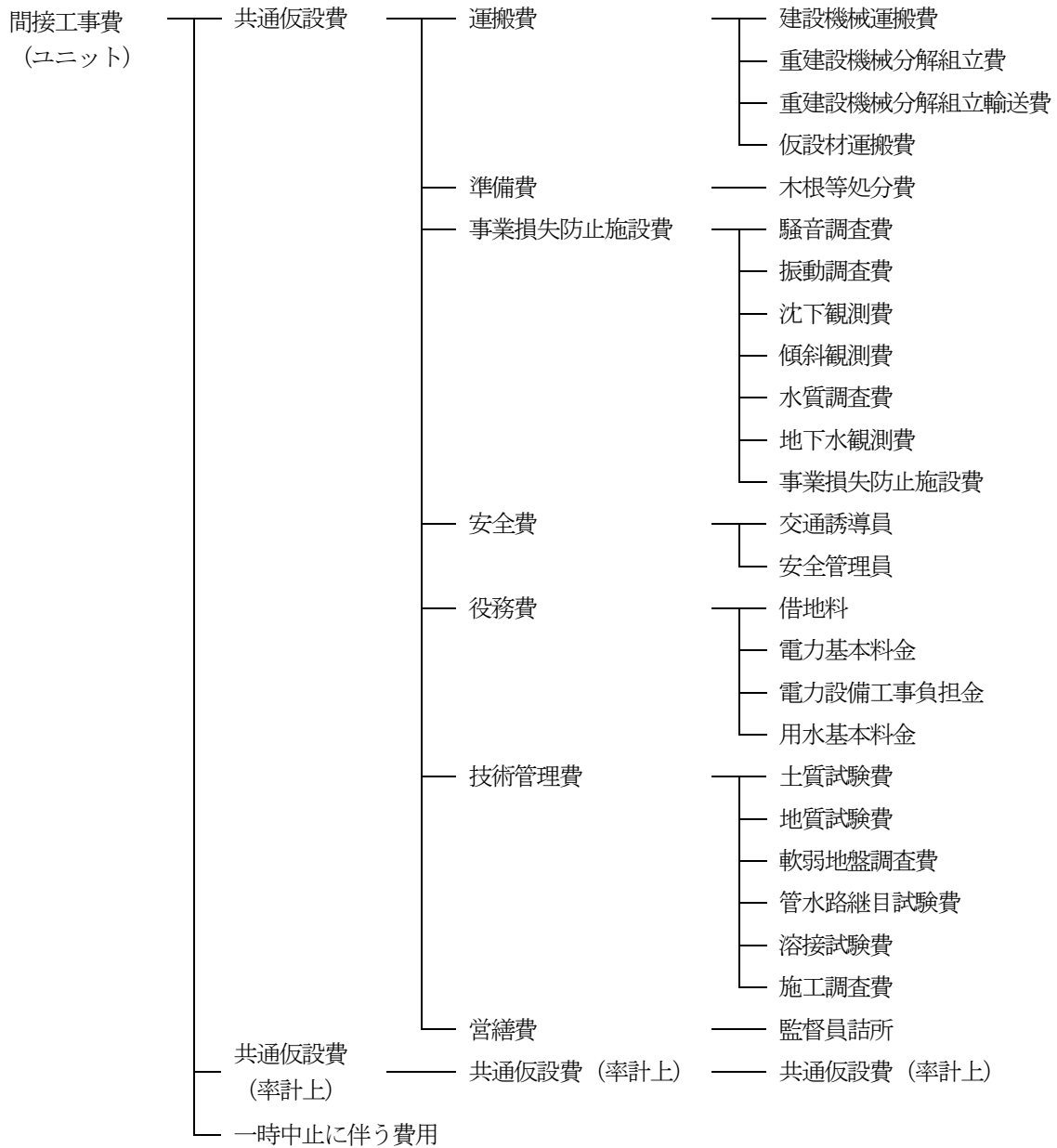
(3) 間接工事費（ユニット）の率計算ユニット区分の金額は円単位とし、1円未満は切り捨てる。

(4) 工事価格の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。

② 間接工事費(ユニット)

1 総則

この算定基準は、間接工事費（ユニット）の算定に係る必要な事項を定めたものである。
 なお、各間接工事費（ユニット）は、当該費用に関連する現場管理費を含んだものである。
 間接工事費（ユニット）の構成は、下記のとおりとする。



2 算定方法

間接工事費（ユニット）の算定は、共通仮設費（率計上）と共通仮設費とを加算して行うものとする。

2-1 共通仮設費

(1) 運搬費

1) 建設機械運搬費

(イ) 費用内訳

質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・貨物自動車による運搬費
- ・運搬される建設機械の運搬中の賃料

(ロ) 積算方法

質量 20 t 以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。

$$UP = ([A \cdot (1 + C1 + C2 + C3 + C4) + B] \cdot D + M + K) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：貨物自動車による運搬費

A：基本運賃料金

B：諸料金

a. 地区割増料

貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、地区割増料を加算する。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

b. 車両割増料……適用しない。

C1～C4：運賃割増率（表 2.1）

C1：特大品割増

C2：悪路割増

C3：冬期割増

C4：深夜早朝割増

D：運搬車両の台数 1 を代入する。

M：その他の諸料金

その他下記事項の料金を必要により計上する。

a. 荷役機械使用料

b. 自動車航送船使用料

c. 有料道路利用料

d. その他

K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料を計上する。

積算方法は、「(A) 運搬される建設機械の運搬中の賃料」による。

（注）建設機械運搬方法等は表 2.2 による。

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

表 2.1 運賃割増率

割増項目	適用範囲		割増率
特大品割増C 1	使用車両の積算標記t数	15 t未満	6割
		15 t以上	7割
悪路割増C 2	道路法による道路及び、その他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3割
冬期割増C 3	地域	期間	2割
	北海道	自 11月16日 至 4月15日	
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自 12月1日 至 3月31日	
深夜早朝割増C 4	運搬時間を「22時～5時」に搬送した距離		3割

(注) 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。

(A) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K)

運搬される建設機械の運搬中の賃料は次式により計上する。

運搬中の賃料＝運搬される機械の日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の日当り賃料 (円)} \times 2 \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

K : 運搬中の賃料

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。

なお、トラックによる輸送は、時速30kmを標準とする。

3. 往復の運搬距離が異なる場合は、各々の距離に応じた運搬日数にて算出のこと。

4. 重建設機械分解組立運搬歩掛には、運搬中の賃料 (K) が含まれている。

表 2.2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	規格 (t積)	
スタビライザ (路上混合・自走式)	幅2.0m、深さ1.2m	トレーラ	24	分解組立の 必要はない。
骨材再生機	クラッシャー寸法 開925mm 幅450mm	トレーラ	30	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤対応油圧式)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	トレーラ	30	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤対応油圧式)	鋼矢板Ⅵ・Ⅶ・Ⅱw・ Ⅲw・Ⅳw型用	トレーラ	38	

2) 重建設機械分解組立費

(イ) 費用内訳

工事現場に搬入・搬出する標準的な重建設機械の分解・組立費で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 重建設機械の分解・組立費

(ロ) 積算方法

重建設機械分解組立費の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：重建設機械分解組立費

A：重建設機械の分解・組立費（積上げ計上額）(※)

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(※) 重建設機械分解組立費を適用する建設機械及びクレーンの規格選定については、3) 重建設機械分解組立輸送費(ロ)積算方法の「表 3.1 適用建設機械」及び「表 3.2 クレーンの規格選定」を参照。歩掛については、3) 重建設機械分解組立輸送費(ロ)積算方法の「表 3.3 歩掛」における「運搬費等率」を除いて適用するものとする。

3) 重建設機械分解組立輸送費

(イ) 費用内訳

工事現場に搬入・搬出する標準的な重建設機械の分解・組立費及び輸送費で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 重建設機械の分解・組立費

(B) 分解部品の輸送費

(ロ) 積算方法

重建設機械分解組立輸送費の積算は次式による。

$$UP = (A + B) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：重建設機械分解組立輸送費

A：重建設機械の分解・組立費（表3.1～3.3参照）

B：分解部品の輸送費（表3.3参照）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

重建設機械分解組立輸送費を適用する建設機械は次表とする。

表 3.1 適用建設機械

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブルドーザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下
バックホウ系	バックホウ 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型] 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル [油圧ロープ式・機械ロープ式] 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 バイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50 ～55t 吊]
トラッククレーン	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊り能力 80t 以上～500t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径 2,000mm 以下 オールケーシング掘削機 [据置式] 掘削径 2,000mm 以下
地盤改良機械	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～170t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t 以上～60t 以下

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 3.2 クレーンの規格選定

機械区分	規 格	分解組立用クレーン	
		名 称	規 格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) 地盤改良機械 トンネル用機械	表 3.1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	25t 吊
クローラクレーン系	35t 吊以下 (グラムシエル平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	25t 吊
	80t 吊以下 (グラムシエル平積 2.0m ³ 以下含む)		50t 吊
	150t 吊以下 (グラムシエル平積 3.0m ³ 以下含む)		
	300t 吊以下		
トラッククレーン	表 3.1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	50t 吊
クローラ式杭打機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	25t 吊
	質量 100t 以下		
	質量 150t 以下		
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	表 3.1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	60～65t 吊

- (注) 1. 現場条件により、上表により難しい場合は別途選定することができる。
2. ラフテレーンクレーン、トラッククレーンは賃料とする。

分解・組立1台1回当たりの歩掛は、次表とする。

表3.3 歩掛

機械区分	規格区分	機械質量区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)	運搬費 等 率 (%)	諸雑 費率 (%)
ブルドーザ	21t 級以下	—	1.5	1.5	191	3
	44t 級以下	—	2.5	2.5	184	3
	63t 級以下	—	3.8	3.8	188	3
バックホウ系	山積1.4m ³ 以下 (油圧クムシエル・テレスコピック 0.4m ³ 以上0.6m ³ 以下含む)	—	2.7	1.6	297	3
	山積2.1m ³ 以下	—	3.8	2.3	294	3
クローラクレーン系	35t 吊以下 (クムシエル平積0.6m ³ 含む)	—	3.3	1.1	348	5
	80t 吊以下 (クムシエル平積2.0m ³ 以下含む)	—	5.0	1.7	354	5
	150t 吊以下 (クムシエル平積3.0m ³ 以下含む)	—	12.5	4.2	258	3
	300t 吊以下	—	21.9	7.3	258	3
トラッククレーン	120t 吊以下	—	2.2	1.5	667	3
	160t 吊以下	—	3.5	2.4	673	3
	360t 吊以下	—	4.8	3.2	673	3
	500t 吊以下	—	8.3	5.5	683	3
クローラ式杭打機	—	60t 以下	7.6	2.4	200	3
	—	100t 以下	13.1	4.1	200	3
	—	150t 以下	19.1	6.0	200	3
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	466	5
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	—	—	4.9	11.9(h)	448	4
地盤改良機械	—	60t 以下	17.8	6.9	104	3
	—	120t 以下	48.8	18.9	104	3
	—	170t 以下	65.1	25.3	104	3
トンネル用機械	—	—	9.0	1.8	357	7

(注) 1. 上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。

2. 本歩掛には標準的作業に必要な装備品・専用部品は含まれている。

3. 運搬費等は、諸雑費(ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油)、トラック及びトレーラによる運搬費(往復)〔誘導車、誘導員含む〕、賃料・損料費(自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械の運搬中本体賃料、賃料適用機械の分解・組立時本体賃料)であり、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。

4. 諸雑費は、ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油の費用であり、分解・組立のみを計上する際に適用し、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。なお、諸経費を適用する場合、本体が賃料適用機械については、別途分解・組立時の賃料を計上すること。

4) 仮設材運搬費

(イ) 費用内訳

鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留等の運搬作業で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

・ 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留等）の運搬費

(ロ) 積算方法

仮設材運搬費の積算は次式により行うものとする。

$$UP = ([E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H) \cdot (1 + G_k / 100)$$

ただし、UP：仮設材運搬費

E：基本運賃料金（円/t）

次表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運搬は次表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

表 3.4 基本運賃料金表

(単位：円/t)

製品長 距離	12m以内	12m超～15m以内	15m超
10km まで	2,400 (2,070)	2,540 (2,540)	2,970 (2,950)
20	2,500 (2,200)	2,750 (2,700)	3,250 (3,220)
30	2,700 (2,450)	2,750 (2,700)	3,500 (3,460)
40	2,850 (2,690)	3,000 (2,940)	3,670 (3,670)
50	3,100 (2,940)	3,300 (3,220)	3,950 (3,920)
60	3,270 (3,150)	3,750 (3,550)	4,150 (4,150)
70	3,590 (3,380)	3,970 (3,820)	4,380 (4,380)
80	3,780 (3,610)	4,210 (4,150)	4,610 (4,610)
90	3,920 (3,830)	4,390 (4,390)	4,840 (4,840)
100	4,090 (4,060)	4,640 (4,540)	5,050 (5,050)
110	4,290 (4,250)	4,760 (4,670)	5,260 (5,260)
120	4,490 (4,270)	4,940 (4,820)	5,470 (5,460)
130	4,680 (4,550)	5,110 (4,960)	5,660 (5,630)
140	4,870 (4,550)	5,290 (5,120)	5,820 (5,820)
150	5,070 (4,830)	5,550 (5,330)	6,030 (6,030)
160	5,350 (4,830)	5,800 (5,500)	6,210 (6,210)
170	5,470 (5,110)	5,970 (5,650)	6,390 (6,390)
180	5,590 (5,200)	6,020 (5,860)	6,560 (6,560)
190	5,760 (5,400)	6,040 (6,050)	6,760 (6,740)
200	5,980 (5,600)	6,230 (6,270)	6,940 (6,910)
200km を 超 え 500km まで、20km までを増すごとに	275 (280)	300 (350)	350 (400)
500km を超え 50km まで増すごとに	573 (600)	600 (700)	800 (826)

(注) () 内の運賃は、下記の地域に適用する。

北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・
岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐
賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県

F1～F2：運賃割増率

F1：冬期割増

表3.5 冬期割増率

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自 12月1日 至 3月31日	
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		

F2：深夜・早朝割増

表3.6 深夜・早朝割増率

午後10時から午前5時まで	3割
---------------	----

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路利用料
- b. 自動車航送船使用料
- c. その他

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(ハ) 端数の処理

運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切り捨てる。

(2) 準備費

1) 木根等処分費

(イ) 費用内訳

工事の準備作業における伐開、除根等に伴い発生する木根等の建設廃棄物を工事現場外に搬出する運搬費及び処分に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- (A) 立木伐採等に要する費用
- (B) 立木伐採、伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分費用
- (C) 上記以外の準備に要する費用

(ロ) 積算方法

木根等処分費の積算は次式による。

$$UP = (A + B + C)$$

ただし、UP：木根等処分費

- A：立木伐採等に要する費用
- B：立木伐採、伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分費用
- C：上記以外の準備に要する費用

(注) 本ユニット区分には「処分費等」が含まれるため、現場管理費は別途計上する。

(3) 事業損失防止施設費

1) 騒音調査費

(イ) 費用内訳

工事施工に伴って発生する騒音に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 騒音調査費

(ロ) 積算方法

騒音調査費の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：騒音調査費

A：騒音調査費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

2) 振動調査費

(イ) 費用内訳

工事施工に伴って発生する振動に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 振動調査費

(ロ) 積算方法

振動調査費の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：振動調査費

A：振動調査費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

3) 沈下観測費

(イ) 費用内訳

工事施工に伴って発生する地盤沈下に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる沈下観測費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 沈下観測施設費

(B) 沈下観測費

(ロ) 積算方法

沈下観測費の積算は次式による。

$$UP = (A + B) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：沈下観測費

A：沈下観測施設費

B：沈下観測費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

4) 傾斜観測費

(イ) 費用内訳

工事施工に伴って発生する事業損失を未然に防止するために行う傾斜観測施設の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 傾斜観測施設設置・撤去費

(B) 傾斜観測費

(ロ) 積算方法

傾斜観測費の積算は次式による。

$$UP = (A + B) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：傾斜観測費

A：傾斜観測施設設置・撤去費

B：傾斜観測費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

5) 水質調査費

(イ) 費用内訳

工事施工に伴って発生する水質の変化等に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 水質調査費

(ロ) 積算方法

水質調査費の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：水質調査費

A：水質調査費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

6) 地下水観測費

(イ) 費用内訳

工事施工に伴って発生する地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 地下水観測費

(ロ) 積算方法

地下水観測費の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：地下水観測費

A：地下水観測費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

7) 事業損失防止施設費

(イ) 費用内訳

工事施工に伴って発生する騒音、振動等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 事業損失防止施設設置・撤去費

(B) 事業損失防止施設維持管理費

(ロ)積算方法

事業損失防止施設費の積算は次式による。

$$UP = (A + B) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：事業損失防止施設費

A：事業損失防止施設設置・撤去費

B：事業損失防止施設維持管理費

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(4)安全費

1)交通誘導員

(イ)適用範囲

交通誘導員とは、警備会社の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務に従事するものをいう。

(ロ)費用内訳

交通管理のための交通誘導員の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 交通誘導員労務費

(ハ)積算方法

交通誘導員の積算条件区分ごとのユニットプライスを用いる。

表4 積算条件

ユニット区分	積算条件		積算単位 (総人数)	契約単位 (総人数)
	勤務形態	交通誘導員区分		
交通誘導員	昼間勤務	交通誘導員A	人日	式 or 人日
		交通誘導員B		

(ニ)その他

警察協議等により総人数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2)安全管理員

(イ)費用内訳

鉄道等に近接した工事現場の出入口等に配置する安全管理員の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 安全管理員労務費

(ロ)積算方法

安全管理員の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：安全管理員

A：安全管理員労務費

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(5)役務費

1)借地料

(イ)費用内訳

現場工作場、材料置場等の土地借上げを必要とする場合に計上する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 借地料

(ロ)積算方法

借地料の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：借地料

A：借地料（積上げ計上額）（※）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(※) 借地料は土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

$$(A) \text{ 宅地・宅地見込地及び農地 } A' = B \times 0.06 \div 12$$

$$(B) \text{ 林地及びその他の土地 } A' = B \times 0.05 \div 12$$

A'：借地単価（円/m²/月） B：土地価格（円/m²）

※ 上記算定式は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱第22条、同運用方針第11により適用する。

2) 電力基本料金

(イ)費用内訳

工事の施工に必要な電力の基本料金で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 電力基本料金

(ロ)積算方法

電力基本料金の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：電力基本料金

A：電力基本料金（積上げ計上額）（※）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(※) 電力基本料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算するものとする。

3) 電力設備工事負担金

(イ)費用内訳

臨時電力の臨時工事費及び高圧電力甲等の工事費負担金の総称で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 電力設備工事負担金

(ロ)積算方法

電力設備工事負担金の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：電力設備工事負担金

A：電力設備工事負担金（積上げ計上額）（※）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(※) 電力設備工事負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

4) 用水基本料金

(イ) 費用内訳

工事の施工に必要となる用水の基本料金で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 用水基本料金

(ロ) 積算方法

用水基本料金の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：用水基本料金

A：用水基本料金（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

(6) 技術管理費

1) 土質試験費

(イ) 費用内訳

土木工事施工管理基準に記載されている項目以外の試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 土質試験費

(ロ) 積算方法

土質試験費の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：土質試験費

A：土質試験費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

2) 地質試験費

(イ) 費用内訳

工事の施工に伴い必要となる平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他の原位置試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 地質試験費

(ロ) 積算方法

地質試験費の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：地質試験費

A：地質試験費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

3) 軟弱地盤調査費

(イ) 費用内訳

軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 計器設置・撤去費

(B) 測定・とりまとめ費

(ロ)積算方法

軟弱地盤調査費の積算は次式による。

$$UP = (A+B) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：軟弱地盤調査費

A：計器設置・撤去費

B：測定・とりまとめ費

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

4) 管水路継目試験費

(イ)費用内訳

管水路における継目試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 管水路継目試験費

(B) 継目試験機の移動、試験に使用する水の運搬及び試験のための入退に要する時間に係る労務

(ロ)積算方法

管水路継目試験費の積算は次式による。

$$UP = (A+B) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：管水路継目試験費

A：管水路継目試験費

B：継目試験機の移動、試験に使用する水の運搬及び試験のための入退に要する時間に係る労務

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

5) 溶接試験費

(イ)費用内訳

管水路における鋼管類のX線による溶接試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 現場溶接部X線検査費

(B) X線装置、暗室設備車、発動発電機、消耗品、フィルムの費用

(ロ)積算方法

溶接試験費の積算は次式による。

$$UP = (A+B) \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：溶接試験費

A：現場溶接部X線検査費

B：X線装置、暗室設備車、発動発電機、消耗品、フィルムの費用

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表 5.1 のとおりとする。

6) 施工調査費

(イ)費用内訳

施工調査の一部を施工業者等に委託する場合の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 施工調査費

(ロ)積算方法

施工調査費の積算は次式による。

$$U = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：施工調査費

A：施工調査費（積上げ計上額）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

(7) 営繕費

1) 監督員詰所

(イ) 費用内訳

監督員詰所の営繕に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(A) 監督員詰所設置・撤去費

(B) 監督員詰所維持・補修費

(C) 監督員詰所の土地の借上げ費

(ロ) 積算方法

監督員詰所の積算は次式による。

$$UP = A \cdot (1 + Gk / 100)$$

ただし、UP：監督員詰所

A：監督員詰所設置・撤去費等（※）

Gk：現場管理費率

なお、各工事区分の現場管理費率は、表5.1のとおりとする。

（※）監督員詰所の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

(8) 現場管理費率

率計上によらず、積算する共通仮設費に乗じる現場管理費率（Gk）は次表のとおりとする。

表5.1 現場管理費率（Gk）

工事区分	現場管理費率 Gk
管水路工事	7.81 %
水路工事	3.36 %

2-2 共通仮設費（率計上）による部分

(1) 共通仮設費（率計上）

共通仮設費のうち、工種区分に従って所定の率計算により算定される費用

1) 共通仮設費（率計上）の積算

共通仮設費（率計上）の積算で計上する内容は、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(イ) 運搬費

(A) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出並びに現場内小運搬

(B) 質量20t未満の建設機械の自走による運搬

(C) 重建設機械（トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～51t吊））の分解、組立及び輸送に要する費用

(ロ)安全費

- (A) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- (B) 不稼働日の保安要員等の費用
- (C) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- (D) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範なダム工事及びトンネル工事を除く）
- (E) 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- (F) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- (G) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。）
- (H) トンネル等における防火安全対策に要する費用
- (I) 安全用品等に要する費用
- (J) 安全委員会等に要する費用

(ハ) 営繕費

- (A) 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- (B) 上記（A）に係る土地、建物の借上げに要する費用

2) 積算方法

共通仮設費（率計上）の算定は下記により行うものとし、対象額ごとに求めた率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

共通仮設費（率計上）＝対象額（P）×率（K r（r））

ただし、率（K r（r））は下記算定式より算出された率とする。

算定式

$$K r（r）=A \cdot P^b$$

ただし、K r（r）：共通仮設費（率計上）の率（%）

P：対象額（円）＝直接工事費（ユニット）の合計額＋支給品費＋官貸額

A、b：変数値（表5.2）

（注）K r（r）の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表5.2 共通仮設費（率計上）

工事区分	下記算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
	A	b
管水路工事	320.8492	-0.2916
水路工事	320.8492	-0.2916

③ 間接工事費等の項目別対象について

1 標準的なユニットプライスが設定できていないユニット区分

標準的なユニットプライスが設定できていないユニット区分については、土地改良工事積算基準（土木工事）等を用いてユニットプライスを設定しなければならない。

このような手法で設定したユニットプライスについては、現行積算方式に準じた間接工事費等の設定を行うものとし、次表のとおりとする。

表6 間接工事費等の算定対象項目

間接工事費等	直接工事費(ユニット)		間接工事費(ユニット)		一般管理費等	
	共通仮設費(一部)	現場管理費	共通仮設費(率計上)	現場管理費		
項目	対象額 直接工事費	直接工事費+共通仮設費(一部)	直接工事費(ユニット)の合計	共通仮設費(積上計上)	※工事原価	
桁等購入費	×	○	×	○	○	
処分費等	「処分費等を含むユニット区分の取扱い」参照					
支給品費等	桁等購入費	×	○	×	○	×
	一般材料費	○	○	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×	×	×
	電力	○	○	○	○	×
官貸額	○	○	○	○	×	
現場発生品	×	×	×	×	×	

○対象とする。 ×対象としない。

※工事原価＝直接工事費（ユニット）合計額＋間接工事費（ユニット）合計額

(注) 1. 桁等購入費とは、PC桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブル購入費をいう。

2. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

2 処分費等を含むユニット区分の取扱い

処分費等を含むユニット区分の間接工事費及び一般管理費等の積算については、土地改良工事積算基準（土木工事）における「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項」に準じた対応とする。

また、設計変更時の積算については、処分費等を含むユニット区分の単価区分により異なる対応とし、次表のとおりとする。

表6.2 設計変更時における処分費等を含むユニット区分の取扱い

設計変更内容	単価等の取扱い
数量変更によるもの	単価の変更は行わない。
プライス条件/プライス条件区分の変更によるもの	土地改良工事積算基準（土木工事）における「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項」に準じた対応とする。
新工種ユニット追加によるもの	

第3章 一般管理費等及び消費税相当額

① 一般管理費等

1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物、機械装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告、宣伝、公告に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店等における来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却
新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税、道路占用料その他の公課
- (19) 保険料
火災保険その他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費
電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費の費用

2 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与金
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、下表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

表 7.1 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531 \quad (\%)$$

ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (単位: 円) = 直接工事費 (ユニット) の合計額 + 間接工事費 (ユニット) の合計額

(注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 一般管理費等率の補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、表 7.2 で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を「3 一般管理費等の算定」により算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による表 7.3 補正までを行った値に、補正値を加算したものを一般管理費等とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等の支給をするときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

表 7.2 前払金支出割合による補正（一般管理費等率）

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

(注) 表 7.1 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする

表 7.3 契約保証に係る補正（一般管理費等率）

保証の方法	補正値 (%)
ケースー 1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。(工事請負契約書第 4 条を採用する場合) ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。	0.04
ケースー 2：ケース 1 以外の場合	補正しない

(注) 1. ケースー 2 の具体的例は以下のとおりとする。

- ① 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
- ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合
- ③ 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。

2. 契約保証に必要な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。

② 消費税相当額

消費税相当額の積算は次のとおりとする。

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第4章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について

土地改良事業等請負工事を一時中止させた場合の増加費用の積算等の取扱いについては、「工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて」（昭和59年2月14日付け59構改D第83号）によるものとする。

1 増し分費用の範囲

増し分費用として積算する範囲は、中止期間中の工事現場の維持管理に要する費用、工事現場の体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用とする。なお、具体的内容は、次のとおりとする。

1 工事現場の維持管理に要する費用

中止期間において、工事の再開に備え、工事現場の維持管理、労務者及び従業員並びに建設機械器具等の保持のために必要な費用とする。

2 工事現場の体制の縮小に要する費用

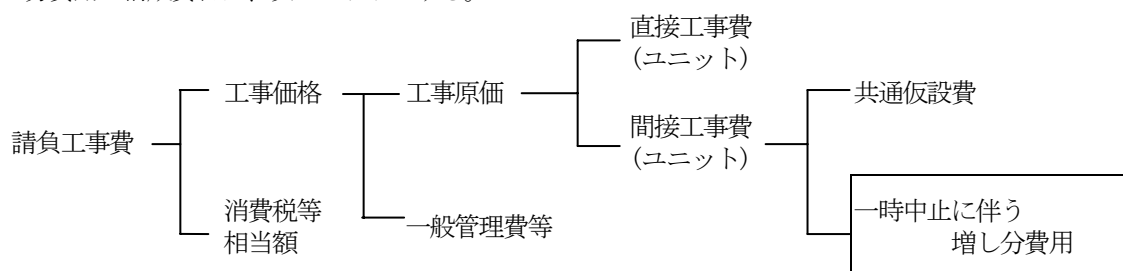
中止指示時点における工事現場の体制から中止した工事現場を維持管理するために最小限必要な体制まで縮小することにより不用となった労務者及び従業員並びに建設機械器具等の配置転換に要する費用とする。

3 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために労務者及び従業員並びに建設機械器具等の再転入に要する費用とする。

2 増し分費用の算定

増し分費用の構成費目は、次のとおりとする。



(注) 1. 一時中止に伴う本支店における増し分費用は、工事原価に一時中止に伴う費用が加算されるため、率計上される「一般管理費等」の増額分に含まれるものとする。

2. 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、直接工事費（ユニット）に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

第5章 設計変更

① 一般事項

- (1) 請負工事の設計変更は、合意単価を基本に行うものとする。
- (2) 単価協議が不成立となり、単価合意がなされなかった場合は、官側の設定した単価に基づき設計変更を行うものとする。
なお、以前に締結した単価合意書に基づく合意単価がある場合は有効なものとして取り扱う。

② 設計変更における単価等の取扱いについて

- (1) 現地の取合等の都合により数量増減するユニット区分は、合意単価を基に積算する。なお、数量増減前後の官積算単価が異なる場合、次のとおり積算する。
 - 1) 数量がプライス条件に設定されていない場合、単価の変更は行わない。
 - 2) 数量がプライス条件に設定されている場合、下記(2)の1)に従う。
- (2) 工事数量表に記載があるユニット区分の変更について、以下の場合は、合意単価に条件変更前後の官積算単価の差額に落札率を乗じたものを加えた単価により積算する。
 - 1) 【プライス条件/プライス条件区分】欄の記載事項に変更を要する場合
 - 2) 上記1)に該当しないが、設計図書の変更に伴い、積算条件の変更が生じた場合
- (3) 工事数量表に記載がなかったユニット区分を追加する場合は、新工種のユニット区分単価により積算する。
- (4) 上記以外の理由で数量増加する場合は、増加数量分を新工種のユニット区分単価により積算する。
- (5) 新工種のユニット区分単価は、当初積算と同様に算出した官積算単価(変更指示時点単価)に落札率(総価)を乗じた単価により積算する。
- (6) 工期が複数年度にまたがり、契約の翌年度以降に追加された新工種のユニット区分単価のプライス条件区分・積算条件については、追加指示時点の条件区分及び条件を用いるものとする。

③ 設計変更時における単価等の算出方法

(1) ユニット区分の変更を用いる単価の算出方法

合意単価： y_0	単価合意時における官積算単価： X_0
変更積算に用いる単価： y_1	条件変更後における官積算単価： X_1
落札率： Z (総価)	
$y_1 = y_0 - (X_0 \cdot Z) + (X_1 \cdot Z)$	

(2) 新工種のユニット区分に用いる単価の算出方法

変更積算に用いる単価： y	官積算単価(変更指示時点単価)： X
落札率： Z (総価)	
$y = X \cdot Z$	

(3) 共通仮設費（率計上）、一般管理費等の算出方法

- ・ 共通仮設費（率計上）の場合（一般管理費等も同様）

$$\text{共通仮設費（率計上）} = B \times C \times D$$

B=変更金額の積算における「共通仮設費（率計上）」の「対象となる項目（直接工事費（ユニット）」の合計金額

$$C = \frac{\text{直近の契約における「共通仮設費（率計上）」合意金額（R）}}{\text{直近の契約における「共通仮設費（率計上）」の「対象となる項目」の合意単価を基にした合計金額（B0）}}$$

$$D = \frac{\text{変更金額の積算における「共通仮設費（率計上）」の「対象となる項目」の合計金額をユニットプライス型積算基準の率式に代入した値（D1）}}{\text{直近の契約における「共通仮設費（率計上）」の「対象となる項目」の合意単価を基にした合計金額をユニットプライス型積算基準の率式に代入した値（D0）}}$$

設計変更における共通仮設費（率計上）の積算例

B₀=直近の契約における直接工事費（ユニット）（合意単価）の合計=30,000,000円

R=直近の契約における共通仮設費（率計上）の合意金額=1,300,000円

D₀=B₀から算出した積算基準（官率式）からの率=2.12%

B=変更積算の直接工事費（ユニット）の合計=33,000,000円

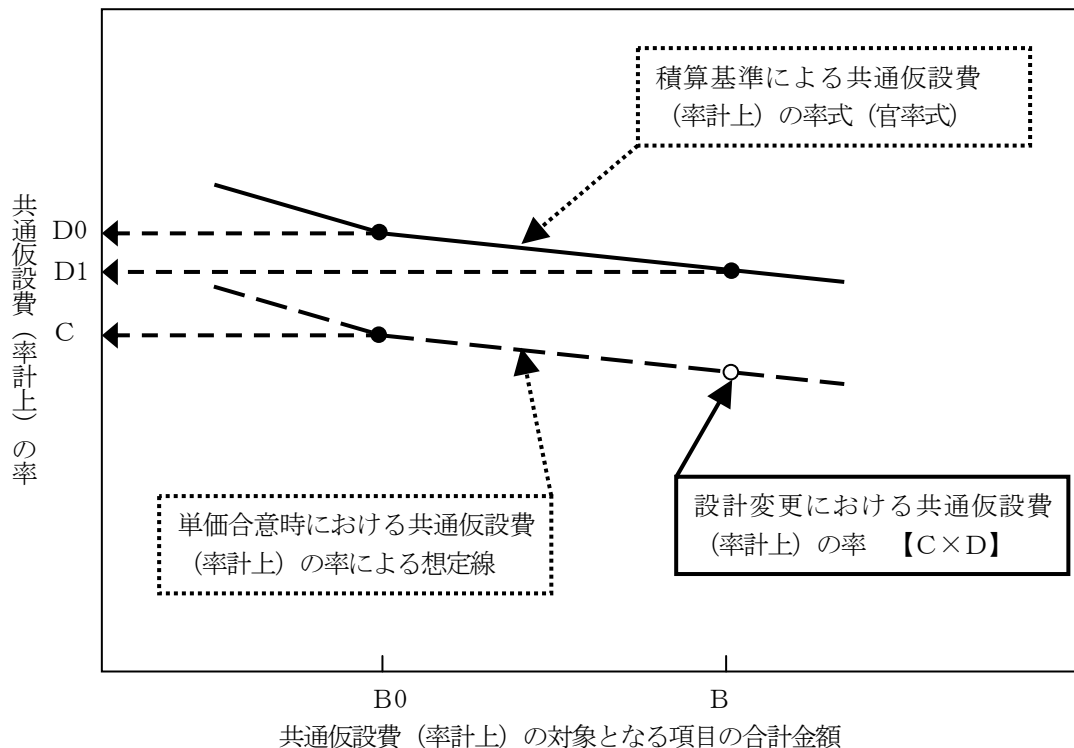
D₁=Bから算出した積算基準（官率式）からの率=2.06%

C=R/B₀=1,300,000/30,000,000

D=D₁/D₀=2.06%/2.12%

$$\begin{aligned} \text{共通仮設費（率計上）} &= B \times C \times D = 33,000,000 \text{円} \times 1,300,000 / 30,000,000 \times 2.06 / 2.12 \\ &= 1,389,528 \text{円} \end{aligned}$$

設計変更における共通仮設費（率計上）のイメージ図



(4) 変更設計額

工事価格＝変更積算工事価格

変更設計額＝工事価格×（1＋消費税率）

（備考：変更設計の積算は、合意単価並びに落札率を乗じた単価（新工種等の単価）等により行うものであり、変更積算工事価格は、落札率等を考慮した額となる。）

④ 設計変更における留意事項

(1) 一般事項

明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、工事請負契約書の関連する条項に基づき、甲・乙協議し、必要に応じて設計変更するものとする。

(2) 任意仮設について

例え、条件明示がなされていない場合でも、当初積算時に想定した現場条件と現地の現場条件が異なる場合には、甲・乙協議し、必要に応じて仮設工の変更を行うものとする。

(3) 交通誘導員について

警察協議等の結果により、交通誘導員の配置が当初積算時に想定した配置と異なる場合には、間接工事費（ユニット）の交通誘導員の延べ人数を変更するものとする。なお、延べ人数の算定における日数の算定に当たっては、発注者の工程によるものとするが、請負者の責によらない特別な事由（警察協議の結果を含む）による工期の延長等については、発注者と受注者で協議するものとする。

(4) 工事の中止について

工事着手届提出以降、請負者の責によらない事由により、工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合には、工事請負契約書第 20 条の規定に基づき必要な費用を「一時中止に伴う費用」に計上するものとする。なお、一部一時中止の場合においても、工程上、クリティカルパスとなっている工種において一時中止を実施した場合には、必要となる費用を、「一時中止に伴う費用」に計上するものとする。

⑤ 単価合意が成立しなかった場合の積算

(1) 以前に締結した単価合意書に基づく合意単価がある場合は、有効なものとして取り扱う。

(2) 単価合意が成立しなかった場合、当初契約においては全てのユニット区分、変更契約においては新工種ユニット区分及び条件区分変更のあるユニット区分について、合意単価に替えて次の単価を設定する（以下 官設定単価という）。

官設定単価：y 官積算単価：X

$$y = X \cdot z$$

補正率：z

$$z = \frac{\text{当該契約の変更請負金額} / (1 + \text{消費税率}) - A}{\text{当該契約の変更工事価格} - A}$$

A：合意単価又は前回契約までに設定された官設定単価によって算出された直接工事費（ユニット）及び間接工事費（ユニット）のうち共通仮設費（率計上以外のユニット）の合計金額

なお、当初契約において単価合意が成立しなかった場合の補正率（z）は総価の落札率と等しい。

(3) 単価合意が成立しなかった場合、以降の請負工事の設計変更は、以前に合意した合意単価及び官設定単価を基本に第5章②及び③により行う。

ただし、官設定単価のあるユニット区分についてプライス条件区分の変更が生じた場合の単価算出方法は以下による（第5章②(2)、③(1)は適用しないものとする）。

変更積算に用いる単価： y_1 官積算単価： X 落札率： Z （総価）

$$y_1 = X \cdot Z$$

（注）上記官積算単価は条件区分変更前の官設定単価を算出した時点の単価とする。

(4) 共通仮設費（率計上）、一般管理費等については、合意金額に替えて官設定金額を用い第5章③(3)により算出する。官設定金額の算出方法は以下による。

官積算金額： R_k 補正率： z 官設定金額： r_k

$$r_k = R_k \cdot z$$

（注）補正率（ z ）の算出方法は上記(2)に準じるものとする。

第6章 日当たり施工量

① 日当たり施工量

日当たり施工量は、土地改良工事積算基準（土木工事）を準用し、当該工事の施工条件等を十分考慮のうえ、検討するものとする。

第Ⅱ編 共通条件

第1章 共通条件·····	38
第2章 土量換算係数等·····	39

第1章 共通条件

1 直接工事費（ユニット）の適用について

直接工事費（ユニット）は、標準的な施工条件におけるプライスである。そのため、以下の例のような特殊な制約下での施工が見込まれる場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）により直接工事費を算出し、第I編第2章①2-2の「表1 間接工事費（一部）」を乗じて、ユニットプライスを算定する。

（例）・通常勤務すべき時間帯（8時～17時 所定労働時間：8時間）を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合

- ・継続的に時間的制約を受け、通常勤務すべき1日の作業時間を確保することが出来ない場合
- ・施工現場の条件により、使用できる機械等に制約がある場合
- ・搬入路の条件により、資材・機械等の搬入に制約がある場合

2 積算条件で【各種】を選択する場合

積算条件で材料等に関する【各種】を選択した場合は、材料名称・規格・単価を入力する。

3 無償で貸与する機械等を使用する場合

無償で貸与する機械等を使用するユニット区分は、土地改良工事積算基準（土木工事）により直接工事費を算出し、第I編第2章①2-2の「表1 間接工事費（一部）」を乗じて、ユニットプライスを算定する。

4 支給品を使用する場合

支給品を使用する場合のユニット区分は、土地改良工事積算基準（土木工事）により直接工事費を算出し、第I編第2章①2-2の「表1 間接工事費（一部）」を乗じて、ユニットプライスを算定する。

5 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

積雪寒冷地域における冬期施工に要するすべての費用は、ユニットプライスに含まれている。

6 施工地域・工事場所による取扱い

施工場所が市街地や山間僻地及び離島の場合、または、工事場所が地方部の一般交通の影響を受ける場合の施工に要するすべての費用は、ユニットプライスに含まれている。

7 豪雪地域における機械損料の取扱い

豪雪地域における機械損料の影響は、ユニットプライスに含まれている。

8 岩石作業における機械損料の取扱い

岩石作業における機械損料の影響は、ユニットプライスに含まれている。

9 冬期屋外工事における労務補正の取扱い

冬期屋外工事の労務補正に該当する工事においては、土地改良工事積算基準（土木工事）により直接工事費を算出し、適切な労務補正を行い、第I編第2章①2-2の「表1 間接工事費（一部）」を乗じて、ユニットプライスを算定する。

10 ユニットプライス規定集に定義していない工種等について

ユニットプライス規定集に定義されていない工種等については、従来の積上げ積算又は見積り等により単価を算定することになるが、ユニットプライス規定集に当該工種に関する記載がないため、請負者にとって費用内訳等が不明確となる。したがって、特別仕様書等において当該工種の費用内訳等を明記し、請負者に明らかにするものとする。なお、当該工種の費用内訳の記載方法については、「ユニットプライス規定集」の「[参考]ユニットプライス規定集の補足説明について」を参考に作成する。

第2章 土量換算係数等

① 土量の変化

土量の変化は次の3つの状態の土量に区分して考える。

- 自然状態……………掘削すべき土量
- 掘りゆるめた状態……………運搬すべき土量
- 締固めた状態……………できあがりの盛土量

3つの状態の体積比を次式のように表し、L及びCを土量換算係数という。

$$L = \text{掘りゆるめた状態 (m}^3\text{)} / \text{自然状態 (m}^3\text{)}$$

$$C = \text{締固めた状態 (m}^3\text{)} / \text{自然状態 (m}^3\text{)}$$

土量の配分計画を立てる場合には、この土量換算係数を用いて、切土、盛土の土量計算を行う。

② 土量換算係数

統一分類法により分類した土の各土質に応じた換算係数は表8.1を標準とする。

表8.1 土量換算係数

分類名称		自然状態	掘りゆるめた状態 (L)	締固めた状態 (C)
土砂	砂	1.00	1.20	0.95
	砂質土	1.00	1.20	0.90
	粘性土	1.00	1.25	0.90
	礫質土	1.00	1.20	0.90
転石混り土		1.00	1.20	1.00
岩塊・玉石		1.00	1.20	1.00
岩	軟岩Ⅰ	1.00	1.30	1.15
	軟岩Ⅱ	1.00	1.50	1.20
	中硬岩	1.00	1.60	1.25
	硬岩Ⅰ	1.00	1.65	1.40

- (注) 1. 土量換算係数は自然状態の土量(地山土量)に対する体積比である。
 2. 土量換算係数には、施工中の損失量は含まれない。
 3. 当該現場の土量換算係数が把握されている場合には、その値を用いる。
 4. 土質及び現場条件等により上記の数値を使用できない場合は、別途検討する。

土量の換算方法

表8.2 土量の換算方法

元の状態 \ 換算すべき状態	自然状態	掘りゆるめた状態	締固めた状態
自然状態	1.00	L	C
掘りゆるめた状態	1/L	1.00	C/L
締固めた状態	1/C	L/C	1.00

上表により求めた数値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

③ 土質区分の対応

土木工事共通仕様書における土質分類とユニット区分における積算条件の土質区分の関係は、以下のとおりである。

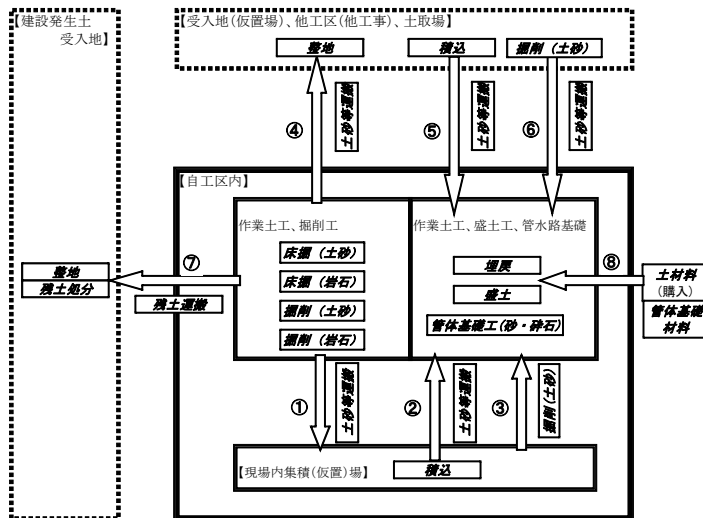
表8.3 土質区分

ユニット区分		床掘 (土砂)	床掘 (岩石)	掘削 (土砂)	掘削 (岩石)	土砂等 運搬	積込	法面整形
分類名称	土質名							
砂	砂	土砂	—	土砂	—	土砂	土砂	土砂
砂質土	礫質砂							
	細粒分まじり砂							
粘性土	シルト							
	粘土							
	有機質土							
	火山灰質粘性土							
礫質土	礫							
	砂礫							
	細粒分まじり礫							
転石混り土	転石混り土	転石混り土	—	—	—	転石混り土	—	
岩塊・玉石	岩塊・玉石					岩塊・玉石	—	
軟岩Ⅰ	軟岩Ⅰ	—	軟岩Ⅰ	—	軟岩Ⅰ	軟岩	破碎岩	軟岩Ⅰ
軟岩Ⅱ	軟岩Ⅱ		軟岩Ⅱ		軟岩Ⅱ			—
中硬岩	中硬岩		中硬岩		中硬岩			—
硬岩Ⅰ	硬岩Ⅰ		硬岩Ⅰ		硬岩Ⅰ			—

- (注) 1. 転石混り土とは、岩塊、玉石 (7.5cm 以上) の混入率が30%を超え、50%未満のものである。
 2. 岩塊・玉石とは、岩塊、玉石 (7.5cm 以上) の混入率が50%を超えるものである。

土の流れの概念図 及び対応ユニット

土の流れの概念図及び対応ユニット(工事区分:管水路工事及び水路工事)



【解説】※「**床掘(土砂)**」(ゴシック体・斜体)等はユニット名称を示す。

※土の流れ①、②、③(自工区内)

流用土をダンプトラック等で運搬する必要がある場合には「**土砂等運搬**」ユニットを計上。

現場内集積(仮置)場で流用土をダンプトラック等に積み込む必要がある場合は「**積込**」ユニットを計上。

流用土をブルドーザ等で押土する場合は「**床掘(土砂)**、**掘削(土砂)**」ユニットに含む。

現場内集積(仮置)場の流用土をブルドーザ等で押土する場合は「**掘削(土砂)**」ユニットを計上。

※土の流れ④(受入地(仮置場))

流用土をダンプトラック等で受入地(仮置場)に運搬する場合には「**土砂等運搬**」ユニットを計上。

受入地(仮置場)で流用土の整地が必要な場合は「**整地**」ユニットを計上。

※土の流れ⑤(仮置場、他工区(他工事))

仮置場、他工区(他工事)からの流用土をダンプトラック等で運搬する場合には「**土砂等運搬**」ユニットを計上。

仮置場、他工区(他工事)からの流用土をダンプトラック等に積み込む必要がある場合は「**積込**」ユニットを計上。

※土の流れ⑥(土取場)

ダンプトラック等による運搬は「**土砂等運搬**」ユニットを計上。

土取場で土砂採取のための掘削が必要な場合は「**掘削(土砂)**」ユニットを計上。

なお、ルーズな状態であれば「**積込**」ユニットを計上。

(現場条件を勘案して「掘削(土砂)」ユニットまたは「積込」ユニットを適正に計上すること。)

※土の流れ⑦(建設発生土受入地)

残土を建設発生土受入地にダンプトラック等で運搬する場合は「**残土運搬**」ユニットを計上。

建設発生土受入地で残土の整地が必要な場合は「**整地**」ユニットを計上。

また、有料の建設発生土受入地に処分する場合に発生する費用は「**残土処分**」ユニットを計上。

第Ⅲ編 ユニット

【目次】

ユニット	目次 (ユニット)	- 1
------	-----------	-----

【工事工種体系】

管水路工事	体系 (管水路)	- 1
水路工事	体系 (水路)	- 1
間接工事費	体系 (間接)	- 1

【本編】

3. 1 直接工事費 (ユニット)			
3.1. 1 土工編	直接-	1-1	~ 13
3.1. 2 共通編	直接-	2-1	~ 27
3.1. 3 コンクリート編	直接-	3-1	~ 2
3.1. 4 基礎編	直接-	4-1	~ 3
3.1. 5 フリューム類据付編	直接-	5-1	~ 11
3.1. 6 河川・水路編	直接-	6-1	~ 10
3.1. 7 管水路編	直接-	7-1	~ 14
3.1. 8 道路編	直接-	8-1	~ 23
3.1. 9 ほ場整備編	直接-	9-1	
3.1.10 農用地造成編	直接-	10-1	
3.1.11 復旧編	直接-	11-1	~ 2
3.1.12 仮設編	直接-	12-1	~ 5
3. 2 間接工事費 (ユニット)	諸経費	- 1	~ 27
3. 3 一般管理費等	諸経費	- 2	8

3. 1 直接工事費 (ユニット)

〈目次〉

ユニット区分	積算基準項
3.1.1 土工編	
床掘 (土砂)	直接-1-1
床掘 (岩石)	直接-1-2
埋戻	直接-1-3
掘削 (土砂)	直接-1-4
掘削 (岩石)	直接-1-5
盛土	直接-1-6
土材料	直接-1-7
土砂等運搬	直接-1-8
積込	直接-1-9
法面整形	直接-1-10
整地	直接-1-11
残土運搬	直接-1-12
残土処分	直接-1-13
3.1.2 共通編	
コンクリート構造物取壊し	直接-2-1
舗装版取壊し	直接-2-2
石積取壊し	直接-2-3
殻運搬	直接-2-4
殻処分	直接-2-5
ネットフェンス	直接-2-6
フェンス扉	直接-2-7
境界杭	直接-2-8
植生マット・シート	直接-2-9
芝工	直接-2-10
安定処理	直接-2-11
手摺	直接-2-12
ステップ	直接-2-13
現場打ち擁壁工	直接-2-14
プレキャストL型擁壁	直接-2-15
プレキャスト逆T型擁壁	直接-2-16
石積工	直接-2-17
コンクリートブロック積工	直接-2-18
コンクリートブロック張工	直接-2-19
大型ブロック積工	直接-2-20
大型ブロック張工	直接-2-21
種子散布	直接-2-22
繊維ネット	直接-2-23
客土吹付	直接-2-24
ラス張	直接-2-25
植生基材吹付	直接-2-26
モルタル・コンクリート吹付	直接-2-27
3.1.3 コンクリート編	
弁室工	直接-3-1
スラストブロック工	直接-3-2

〈目次〉

ユニット区分	積算基準項
3.1.4 基礎編	
既製コンクリート杭	直接-4-1
カットオフ	直接-4-2
鋼管杭	直接-4-3
3.1.5 フリューム類据付編	
U型側溝 (本体)	直接-5-1
鉄筋コンクリート柵渠	直接-5-2
分水槽 (本体)	直接-5-3
蓋	直接-5-4
蓋材料	直接-5-5
鉄筋コンクリート大型リューム設置工	直接-5-6
プレキャスト材料 (大型リューム)	直接-5-7
鉄筋コンクリートL形水路設置工	直接-5-8
プレキャスト材料 (L形水路)	直接-5-9
プレキャストボックス設置工	直接-5-10
プレキャスト材料 (ボックス)	直接-5-11
3.1.6 河川・水路編	
土水路	直接-6-1
現場打ち開渠工	直接-6-2
現場打ち暗渠工	直接-6-3
分水工	直接-6-4
落差工	直接-6-5
ウィープホール	直接-6-6
サイドドレーン	直接-6-7
アンダードレーン	直接-6-8
ドレーン流出弁	直接-6-9
スクリーン	直接-6-10
3.1.7 管水路編	
管体基礎工 (砂・碎石)	直接-7-1
管体基礎材料	直接-7-2
管体基礎工 (コンクリート)	直接-7-3
硬質塩化ビニル管布設工	直接-7-4
強化プラスチック複合管布設	直接-7-5
管材料 (強化プラスチック複合管)	直接-7-6
ダクタイル鑄鉄管布設	直接-7-7

3. 1 直接工事費 (ユニット)

〈目次〉

ユニット区分	積算基準項
管材料(ダクタイル鋳鉄管)	直接-7-8
鋼管布設	直接-7-9
管材料(鋼管)	直接-7-10
弁設置	直接-7-11
弁材料	直接-7-12
埋設表示テープ	直接-7-13
遠心力鉄筋コンクリート管	直接-7-14

3.1.8 道路編

路体盛土	直接-8-1
路床盛土	直接-8-2
不陸整正	直接-8-3
下層路盤	直接-8-4
上層路盤	直接-8-5
基層	直接-8-6
表層	直接-8-7
コンクリート舗装	直接-8-8
敷砂利	直接-8-9
L形側溝	直接-8-10
自由勾配側溝 (本体)	直接-8-11
ガードレール	直接-8-12
ガードケーブル	直接-8-13
ガードパイプ	直接-8-14
溶融式区画線	直接-8-15
ペイント式区画線	直接-8-16
アスファルトカーブ	直接-8-17
歩車道境界ブロック	直接-8-18
地先境界ブロック	直接-8-19
落石防止網 (金網+ロープ)	直接-8-20
落石防止網 (アンカー)	直接-8-21
支柱	直接-8-22
横断・転落防止柵	直接-8-23

3.1.9 ほ場整備編

暗渠排水	直接-9-1
------	--------

3.1.10 農用地造成編

心土破碎	直接-10-1
------	---------

3.1.11 復旧編

表土掘削・埋戻	直接-11-1
畦畔復旧	直接-11-2

〈目次〉

ユニット区分	積算基準項
3.1.12 仮設編	
仮設鋼矢板	直接-12-1
切梁・腹起し	直接-12-2
たて込み簡易土留	直接-12-3
水替	直接-12-4
任意仮設工	直接-12-5

3. 2 間接工事費 (ユニット)

〈目次〉

ユニット区分	積算基準項
建設機械運搬費	諸経費-1
重建設機械分解組立費	諸経費-2
重建設機械分解組立輸送費	諸経費-3
仮設材運搬費	諸経費-4
木根等処分費	諸経費-5
騒音調査費	諸経費-6
振動調査費	諸経費-7
沈下観測費	諸経費-8
傾斜観測費	諸経費-9
水質調査費	諸経費-10
地下水観測費	諸経費-11
事業損失防止施設費	諸経費-12
交通誘導員	諸経費-13
安全管理員	諸経費-14
借地料	諸経費-15
電力基本料金	諸経費-16
電力設備工事負担金	諸経費-17
用水基本料金	諸経費-18
土質試験費	諸経費-19
地質試験費	諸経費-20
軟弱地盤調査費	諸経費-21
管水路継目試験費	諸経費-22
溶接試験費	諸経費-23
施工調査費	諸経費-24
監督員詰所	諸経費-25
共通仮設費(率計上)	諸経費-26
一時中止に伴う費用	諸経費-27

3. 3 一般管理費等

〈目次〉

ユニット区分	積算基準項
一般管理費等	諸経費-28

工種区分 (レベルA-1)	管水路工事
------------------	-------

工事工種体系ツリー									
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)	ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項		
土工	作業土工	床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	07010110	直接-1-1		
			床掘 (岩石)	m ³	式 or m ³	07010115	直接-1-2		
			埋戻	m ³	式 or m ³	07010120	直接-1-3		
			土材料	m ³	m ³	07010320	直接-1-7		
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	07010330	直接-1-8		
			積込	m ³	式 or m ³	07010340	直接-1-9		
			掘削工	土砂掘削 軟岩掘削	掘削 (土砂) 掘削 (岩石) 土砂等運搬	m ³ m ³ m ³	式 or m ³ 式 or m ³ 式 or m ³	07010210 07010215 07010330	直接-1-4 直接-1-5 直接-1-8
			盛土工	流用土盛土 購入土盛土 発生土盛土	盛土 土材料 土砂等運搬 積込	m ³ m ³ m ³ m ³	式 or m ³ m ³ 式 or m ³ 式 or m ³	07010310 07010320 07010330 07010340	直接-1-6 直接-1-7 直接-1-8 直接-1-9
			整形仕上げ工	法面整形 (掘削部) 法面整形 (盛土部)	法面整形 土材料	m ² m ³	m ² m ³	07010410 07010320	直接-1-10 直接-1-7
	作業残土処理工	作業残土処理	整地 残土運搬 残土処分	m ³ m ³ m ³	式 or m ³ 式 or m ³ 式 or m ³	07010510 07010520 07010530	直接-1-11 直接-1-12 直接-1-13		
	構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	コンクリート構造物取壊し	m ³	m ³	07020110	直接-2-1	
			舗装版取壊し	舗装版取壊し	m ²	m ²	07020120	直接-2-2	
			石積取壊し	石積取壊し	m ²	m ²	07020125	直接-2-3	
			殻運搬	殻運搬	m ³	m ³	07020130	直接-2-4	
			殻運搬・処理	殻処分	m ³	m ³	07020140	直接-2-5	
			管体基礎工	砂・砕石基礎工	砂基礎 砕石基礎	管体基礎工 (砂・砕石) 管体基礎材料	m ³ m ³	m ³ m ³	07030110 07030120
	管体工	硬質塩化ビニル管 布設工	硬質塩化ビニル管 硬質塩化ビニル管継手材	硬質塩化ビニル管布設工	m	m	07040110	直接-7-4	
	強化プラスチック 複合管布設工	強化プラスチック複合管 異形管 継輪	強化プラスチック複合管布設 管材料 (強化プラスチック複合管)	m m or 本	m m or 本	07040210 07040220	直接-7-5 直接-7-6		
	ダクタイル鋳鉄管 布設工	ダクタイル鋳鉄管 異形管 継輪	ダクタイル鋳鉄管布設 管材料 (ダクタイル鋳鉄管)	m m or 本	m m or 本	07040310 07040320	直接-7-7 直接-7-8		
	鋼管布設工	鋼管 異形管	鋼管布設 管材料 (鋼管)	m m or 本	m m or 本	07040410 07040420	直接-7-9 直接-7-10		
	弁設置工	弁類	弁設置 弁材料	基 基	基 基	07040510 07040520	直接-7-11 直接-7-12		
	分水弁室工	作業土工	床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	07010110	直接-1-1	
				床掘 (岩石)	m ³	式 or m ³	07010115	直接-1-2	
				埋戻	m ³	式 or m ³	07010120	直接-1-3	
土材料				m ³	m ³	07010320	直接-1-7		
土砂等運搬				m ³	式 or m ³	07010330	直接-1-8		
積込				m ³	式 or m ³	07010340	直接-1-9		
弁室工				基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 支保 目地材 止水板 収縮目地 蓋 マンホール 通気孔 ステップ 振れ止め金具	弁室工	基	基	07050210	直接-3-1
付帯施設設置工				ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	m 組 m ²	m 組 m ²	07050310 07050320 07050330	直接-2-6 直接-2-7 直接-8-9

工種区分 (レベルA-1)	管水路工事
------------------	-------

工事工種体系ツリー										
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)	ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項			
排泥弁室工	作業土工	床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	07010110	直接-1-1			
			床掘 (岩石)	m ³	式 or m ³	07010115	直接-1-2			
			埋戻	m ³	式 or m ³	07010120	直接-1-3			
			土材料	m ³	m ³	07010320	直接-1-7			
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	07010330	直接-1-8			
			積込	m ³	式 or m ³	07010340	直接-1-9			
			弁室工	基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 支保 目地材 止水板 収縮目地 蓋 マンホール 通気孔 ステップ 振れ止め金具	弁室工	基	基	07050210	直接-3-1	
			付帯施設設置工	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	m 組 m ²	m 組 m ²	07050310 07050320 07050330	直接-2-6 直接-2-7 直接-8-9	
			空気弁室工	作業土工	床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	07010110	直接-1-1
	床掘 (岩石)	m ³				式 or m ³	07010115	直接-1-2		
	埋戻	m ³				式 or m ³	07010120	直接-1-3		
	土材料	m ³				m ³	07010320	直接-1-7		
	土砂等運搬	m ³				式 or m ³	07010330	直接-1-8		
	積込	m ³				式 or m ³	07010340	直接-1-9		
	弁室工	基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 支保 目地材 止水板 収縮目地 蓋 マンホール 通気孔 ステップ				弁室工	基	基	07050210	直接-3-1
	付帯施設設置工	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利				ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	m 組 m ²	m 組 m ²	07050310 07050320 07050330	直接-2-6 直接-2-7 直接-8-9
	流量計室工	作業土工				床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	07010110
				床掘 (岩石)	m ³		式 or m ³	07010115	直接-1-2	
埋戻				m ³	式 or m ³		07010120	直接-1-3		
土材料				m ³	m ³		07010320	直接-1-7		
土砂等運搬				m ³	式 or m ³		07010330	直接-1-8		
積込				m ³	式 or m ³		07010340	直接-1-9		
計器類室工				基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 支保 目地材 止水板 収縮目地 蓋 マンホール 通気孔 ステップ	弁室工		基	基	07050210	直接-3-1
付帯施設設置工				ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利		m 組 m ²	m 組 m ²	07050310 07050320 07050330	直接-2-6 直接-2-7 直接-8-9

工種区分 (レベルA-1)	管水路工事
------------------	-------

工事工種体系ツリー									
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)	ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項		
制水弁室工	作業土工	床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	07010110	直接-1-1		
			床掘 (岩石)	m ³	式 or m ³	07010115	直接-1-2		
			埋戻	m ³	式 or m ³	07010120	直接-1-3		
			土材料	m ³	m ³	07010320	直接-1-7		
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	07010330	直接-1-8		
			積込	m ³	式 or m ³	07010340	直接-1-9		
			弁室工	基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 支保 目地材 止水板 取縮目地 蓋 マンホール 通気孔 ステップ 振れ止め金具	弁室工	基	基	07050210	直接-3-1
			付帯施設設置工	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	m 組 m ²	m 組 m ²	07050310 07050320 07050330	直接-2-6 直接-2-7 直接-8-9
			減圧水槽工	作業土工	床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	07010110
	床掘 (岩石)	m ³				式 or m ³	07010115	直接-1-2	
	埋戻	m ³				式 or m ³	07010120	直接-1-3	
	土材料	m ³				m ³	07010320	直接-1-7	
	土砂等運搬	m ³				式 or m ³	07010330	直接-1-8	
	積込	m ³				式 or m ³	07010340	直接-1-9	
	弁室工	基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 支保 目地材 止水板 取縮目地 蓋 マンホール 通気孔 ステップ 振れ止め金具				弁室工	基	基	07050210
付帯施設設置工	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利				m 組 m ²	m 組 m ²	07050310 07050320 07050330	直接-2-6 直接-2-7 直接-8-9
スラストブロック工	スラストブロック工	基礎材 型枠 コンクリート 鉄筋				スラストブロック工	基	基	07110110
		付帯施設設置工		ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	ネットフェンス フェンス扉 敷砂利	m 組 m ²	m 組 m ²	07050310 07050320 07050330	直接-2-6 直接-2-7 直接-8-9
		付帯工		用地境界杭工	境界杭	本	本	07120110	直接-2-8
				埋設物表示工	埋設表示テープ	m	m	07120220	直接-7-13
				法面工	植生工	植生マット 植生シート	m ²	m ²	07130110
		芝工		筋芝 張芝 人工張芝	芝工	m ²	m ²	07130120	直接-2-10
耕地復旧工	水田復旧工	表土掘削・埋戻		表土掘削・埋戻	ha	ha	07140110	直接-11-1	
		暗渠排水	暗渠排水	m	m	07140120	直接-9-1		
		畦畔復旧	畦畔復旧	m	m	07140130	直接-11-2		
	畑地復旧工	表土掘削・埋戻	表土掘削・埋戻	ha	ha	07140110	直接-11-1		
		心土破砕	心土破砕	ha	ha	07140220	直接-10-1		

工種区分 (レベルA-1)	管水路工事
------------------	-------

工 事 工 種 体 系 ツ リ ー								
工 種 (B-1 レベル)	種 別 (B-2 レベル)	細 別 (B-3 レベル)	ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項	
道路復旧工	路体盛土工	流用土路体	路体盛土	m ³	m ³	07150110	直接-8-1	
		購入土路体	土材料	m ³	m ³	07010320	直接-1-7	
		発生土路体	土砂等運搬	m ³	式 or m ³	07010330	直接-1-8	
		採取土路体	積込	m ³	式 or m ³	07010340	直接-1-9	
		—	—	—	—	—	—	—
	路床盛土工	流用土路床	路床盛土	m ³	m ³	07150210	直接-8-2	
		購入土路床	土材料	m ³	m ³	07010320	直接-1-7	
		発生土路床	土砂等運搬	m ³	式 or m ³	07010330	直接-1-8	
		採取土路床	積込	m ³	式 or m ³	07010340	直接-1-9	
		—	—	—	—	—	—	—
	舗装準備工	不陸整正	不陸整正	m ²	m ²	07150310	直接-8-3	
		—	—	—	—	—	—	—
	アスファルト舗装工	下層路盤	下層路盤	m ²	m ²	07150410	直接-8-4	
		上層路盤	上層路盤	m ²	m ²	07150430	直接-8-5	
		基層	基層	m ²	m ²	07150450	直接-8-6	
		表層	表層	m ²	m ²	07150460	直接-8-7	
		—	—	—	—	—	—	—
	コンクリート舗装工	下層路盤	下層路盤	m ²	m ²	07150410	直接-8-4	
		上層路盤	上層路盤	m ²	m ²	07150430	直接-8-5	
		コンクリート舗装 目地材	コンクリート舗装	m ²	m ²	07150550	直接-8-8	
		—	—	—	—	—	—	—
	砂利舗装工	敷砂利	敷砂利	m ²	m ²	07050330	直接-8-9	
		—	—	—	—	—	—	—
	道路用側溝工	鉄筋コンクリートU型	U型側溝(本体)	m	m	07150710	直接-5-1	
		L形側溝	L形側溝	m	m	07150720	直接-8-10	
		自由勾配側溝	自由勾配側溝(本体)	m	m	07150730	直接-8-11	
		側溝蓋	蓋	枚	枚	07150740	直接-5-4	
		—	蓋材料	枚	枚	07150750	直接-5-5	
		—	—	—	—	—	—	—
	安全施設工	ガードレール	ガードレール	m	m	07150810	直接-8-12	
		ガードケーブル	ガードケーブル	m	m	07150820	直接-8-13	
		ガードパイプ	ガードパイプ	m	m	07150830	直接-8-14	
		—	—	—	—	—	—	—
	区画線工	区画線	溶融式区画線	m	m	07150910	直接-8-15	
		—	ペイント式区画線	m	m	07150920	直接-8-16	
	縁石工	アスファルトカーブ	アスファルトカーブ	m	m	07151010	直接-8-17	
		境界ブロック	歩車道境界ブロック	m	m	07151020	直接-8-18	
		—	地先境界ブロック	m	m	07151030	直接-8-19	
		—	—	—	—	—	—	—
	水路復旧工	土水路工	土水路	土水路	m	m	07160110	直接-6-1
			—	—	—	—	—	—
		プレキャスト水路工	鉄筋コンクリートU型	U型側溝(本体)	m	m	07150710	直接-5-1
鉄筋コンクリートベンチフリューム			鉄筋コンクリート柵渠	m	m	07160210	直接-5-2	
鉄筋コンクリート管			遠心力鉄筋コンクリート管	m	m	07160220	直接-7-14	
遠心力鉄筋コンクリート管			分水槽(本体)	箇所	箇所	07160230	直接-5-3	
分水槽			蓋	枚	枚	07150740	直接-5-4	
—			蓋材料	枚	枚	07150750	直接-5-5	
—			—	—	—	—	—	—
—			—	—	—	—	—	—
仮設工	仮設土留・仮締切工	仮設鋼矢板	仮設鋼矢板	枚	枚 or 式	07180110	直接-12-1	
		切梁・腹起し	切梁・腹起し	t	t or 式	07180120	直接-12-2	
		たて込み簡易土留	たて込み簡易土留	m	m	07180130	直接-12-3	
	排水処理工	排水ポンプ(仮設)	水替	各単位	式	07180140	直接-12-4	
		—	—	—	—	—	—	—
	仮設工	仮設工	任意仮設工	各単位	式	07180210	直接-12-5	

工種区分 (レベルA-1)	水路工事
------------------	------

工事工種体系ツリー			ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項		
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)							
土 工	掘削工	土砂掘削	掘削 (土砂)	m ³	式 or m ³	05010110	直接-1-4		
		軟岩掘削	掘削 (岩石)	m ³	式 or m ³	05010120	直接-1-5		
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8		
	盛土工			盛土	m ³	式 or m ³	05010210	直接-1-6	
			流入土盛土	土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7	
			購入土盛土	土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8	
			発生土盛土	積込	m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9	
			採取土盛土						
	整形仕上げ工		法面整形 (掘削部)	法面整形	m ²	m ²	05010310	直接-1-10	
			法面整形 (盛土部)	土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7	
	作業残土処理工		作業残土処理	整地	m ³	式 or m ³	05010410	直接-1-11	
				残土運搬	m ³	式 or m ³	05010420	直接-1-12	
				残土処分	m ³	式 or m ³	05010430	直接-1-13	
	構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し	コンクリート構造物取壊し	m ³	m ³	05020110	直接-2-1	
			舗装版取壊し	舗装版取壊し	m ²	m ²	05020120	直接-2-2	
			石積取壊し	石積取壊し	m ²	m ²	05020130	直接-2-3	
殻運搬			殻運搬	m ³	m ³	05020140	直接-2-4		
殻運搬・処理			殻処分	m ³	m ³	05020150	直接-2-5		
基礎工	安定処理工		安定処理	m ²	m ²	05030110	直接-2-11		
	既製杭工		既製コンクリート杭	既製コンクリート杭	本	本	05030210	直接-4-1	
			カットオフ	カットオフ	本	本	05030220	直接-4-2	
			殻運搬	殻運搬	m ³	m ³	05020140	直接-2-4	
			殻運搬・処理	殻処分	m ³	m ³	05020150	直接-2-5	
	鋼管杭	鋼管杭	本	本	05020230	直接-4-3			
開渠工	作業土工	床掘	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	05040110	直接-1-1		
			床掘 (岩石)	m ³	式 or m ³	05040120	直接-1-2		
		埋戻	埋戻	m ³	式 or m ³	05040130	直接-1-3		
			土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7		
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8		
			積込	m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9		
	現場打ち開渠工		基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 止水板 目地材 収縮目地 ダウエルバー	現場打ち開渠工	m	m	05040210	直接-6-2	
		プレキャスト開渠工		鉄筋コンクリート大型フリューム設置工	m	m	05040310	直接-5-6	
				プレキャスト材料(大型フリューム)	m or 個	m or 個	05040320	直接-5-7	
				鉄筋コンクリートL形水路設置工	m	m	05040330	直接-5-8	
				プレキャスト材料(L形水路)	m or 個	m or 個	05040340	直接-5-9	
		暗渠工	作業土工	床掘	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	05040110	直接-1-1
					床掘 (岩石)	m ³	式 or m ³	05040120	直接-1-2
埋戻	埋戻			m ³	式 or m ³	05040130	直接-1-3		
	土材料			m ³	m ³	05010220	直接-1-7		
	土砂等運搬			m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8		
	積込			m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9		
現場打ち暗渠工			基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 止水板 目地材 収縮目地 ダウエルバー 支保	現場打ち暗渠工	m	m	05050210	直接-6-3	

工事工種体系ツリー							
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)	ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項
	プレキャスト暗渠工		—	—	—	—	—
		プレキャストボックス シール	プレキャストボックス設置工	m	m	05050310	直接-5-10
		ボックスカバー	プレキャスト材料(ボックス)	m or 個	m or 個	05050320	直接-5-11
分土工	作業土工		—	—	—	—	—
		床掘	床掘(土砂)	m ³	式 or m ³	05040110	直接-1-1
			床掘(岩石)	m ³	式 or m ³	05040120	直接-1-2
		埋戻	埋戻	m ³	式 or m ³	05040130	直接-1-3
			土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8
			積込	m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9
	分土工		—	—	—	—	—
		基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 止水板 目地材 収縮目地 ダウエルバー 支保	分土工	箇所	箇所	05060210	直接-6-4
落差工	作業土工		—	—	—	—	—
		床掘	床掘(土砂)	m ³	式 or m ³	05040110	直接-1-1
			床掘(岩石)	m ³	式 or m ³	05040120	直接-1-2
		埋戻	埋戻	m ³	式 or m ³	05040130	直接-1-3
			土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8
			積込	m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9
	落差工		—	—	—	—	—
		基礎材 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 止水板 目地材 収縮目地 ダウエルバー	落差工	箇所	箇所	05070210	直接-6-5
水路付帯工	水抜き工		—	—	—	—	—
		ウィーブホール	ウィーブホール	箇所	箇所	05080110	直接-6-6
		サイドドレーン	サイドドレーン	m	m	05080120	直接-6-7
		アンダードレーン	アンダードレーン	m	m	05080130	直接-6-8
		ドレーン流出弁	ドレーン流出弁	箇所	箇所	05080140	直接-6-9
	付帯施設工		—	—	—	—	—
		スクリーン	スクリーン	箇所	箇所	05080210	直接-6-10
		手摺	手摺	m	m	05080220	直接-2-12
		蓋	蓋	枚	枚	05080230	直接-5-4
		蓋材料	蓋材料	枚	枚	05080240	直接-5-5
	安全施設工		—	—	—	—	—
		ガードレール	ガードレール	m	m	05080310	直接-8-12
		ネットフェンス	ネットフェンス	m	m	05080320	直接-2-6
		フェンス扉	フェンス扉	組	組	05080330	直接-2-7
		ステップ	ステップ	個	個	05080340	直接-2-13
		落石防止網(金網+ロープ)	落石防止網(金網+ロープ)	m ²	m ²	05080350	直接-8-20
		落石防止網(アンカー)	落石防止網(アンカー)	箇所	箇所	05080360	直接-8-21
			支柱	箇所	箇所	05080370	直接-8-22
		横断・転落防止柵	横断・転落防止柵	m	m	05080380	直接-8-23
	用地境界杭工		—	—	—	—	—
		境界杭	境界杭	本	本	05080410	直接-2-8

工事工種体系ツリー								
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)	ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項	
擁壁工	作業土工	床掘 埋戻	床掘 (土砂)	m ³	式 or m ³	05040110	直接-1-1	
			床掘 (岩石)	m ³	式 or m ³	05040120	直接-1-2	
			埋戻	m ³	式 or m ³	05040130	直接-1-3	
			土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7	
			土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8	
			積込	m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9	
	現場打ち擁壁工	基礎材 裏込砕石 均しコンクリート コンクリート 鉄筋 型枠 足場 目地材 止水板 水抜きパイプ 吸出し防止材	現場打ち擁壁工	—	—	—	—	—
				m ³	m ³	05090210	直接-2-14	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
	プレキャスト擁壁工	プレキャストL型擁壁 プレキャスト逆T型擁壁	—	—	—	—	—	
			プレキャストL型擁壁 プレキャスト逆T型擁壁	m m	m m	05090310 05090320	直接-2-15 直接-2-16	
	石積工	石積基礎 石積み 裏込材 天端コンクリート	—	—	—	—	—	
			石積工	m ²	m ²	05090410	直接-2-17	
	コンクリートブロック工	コンクリートブロック基礎 コンクリートブロック積み 裏込材 天端コンクリート 小口止コンクリート	—	—	—	—	—	
コンクリートブロック積工			m ²	m ²	05090510	直接-2-18		
コンクリートブロック張工			m ²	m ²	05090520	直接-2-19		
—			—	—	—			
大型コンクリートブロック工	コンクリートブロック基礎 大型コンクリートブロック積み 天端コンクリート 大型コンクリートブロック張り 小口止コンクリート	—	—	—	—	—		
		大型ブロック積工 大型ブロック張工	m ² m ²	m ² m ²	05090610 05090620	直接-2-20 直接-2-21		
法面工	植生工	—	—	—	—	—		
		種子散布	種子散布	m ²	m ²	05100110	直接-2-22	
		植生マット 植生シート	植生マット・シート	m ²	m ²	05100120	直接-2-9	
		繊維ネット	繊維ネット	m ²	m ²	05100130	直接-2-23	
		筋芝 張芝 人工張芝	芝工	m ²	m ²	05100140	直接-2-10	
	吹付工	客土吹付 植生基材吹付 モルタル吹付 コンクリート吹付	—	—	—	—	—	
			客土吹付 ラス張	m ² m ²	m ² m ²	05100210 05100220	直接-2-24 直接-2-25	
			植生基材吹付 モルタル吹付 コンクリート吹付	m ² m ²	m ² m ²	05100230 05100240	直接-2-26 直接-2-27	
耕地復旧工	水田復旧工	—	—	—	—	—		
		表土掘削・埋戻 暗渠排水 畦畔復旧	表土掘削・埋戻 暗渠排水 畦畔復旧	ha m m	ha m m	05110110 05110120 05110130	直接-11-1 直接-9-1 直接-11-2	
		—	—	—	—	—		
	畑地復旧工	表土掘削・埋戻 心土破砕	—	—	—	—	—	
			表土掘削・埋戻 心土破砕	ha ha	ha ha	05110110 05110210	直接-11-1 直接-10-1	
			—	—	—	—	—	

工事工種体系ツリー								
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)	ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項	
道路復旧工	路体盛土工	流用土路体	路体盛土	m ³	m ³	05120110	直接-8-1	
		購入土路体	土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7	
		発生土路体	土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8	
		採取土路体	積込	m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9	
		—	—	—	—	—	—	—
	路床盛土工	流用土路床	路床盛土	m ³	m ³	05120210	直接-8-2	
		購入土路床	土材料	m ³	m ³	05010220	直接-1-7	
		発生土路床	土砂等運搬	m ³	式 or m ³	05010230	直接-1-8	
		採取土路床	積込	m ³	式 or m ³	05010240	直接-1-9	
		—	—	—	—	—	—	—
	舗装準備工	不陸整正	不陸整正	m ²	m ²	05120310	直接-8-3	
		—	—	—	—	—	—	—
	アスファルト舗装工	下層路盤	下層路盤	m ²	m ²	05120410	直接-8-4	
		上層路盤	上層路盤	m ²	m ²	05120420	直接-8-5	
		基層	基層	m ²	m ²	05120430	直接-8-6	
		表層	表層	m ²	m ²	05120440	直接-8-7	
		—	—	—	—	—	—	—
	コンクリート舗装工	下層路盤	下層路盤	m ²	m ²	05120410	直接-8-4	
		上層路盤	上層路盤	m ²	m ²	05120420	直接-8-5	
		コンクリート舗装 目地材	コンクリート舗装	m ²	m ²	05120510	直接-8-8	
		—	—	—	—	—	—	—
	砂利舗装工	敷砂利	敷砂利	m ²	m ²	05120610	直接-8-9	
		—	—	—	—	—	—	—
	道路用側溝工	鉄筋コンクリートU型 鉄筋コンクリート側溝	U型側溝 (本体)	m	m	05120710	直接-5-1	
		L形側溝	L形側溝	m	m	05120720	直接-8-10	
		自由勾配側溝	自由勾配側溝 (本体)	m	m	05120730	直接-8-11	
		側溝蓋	蓋	枚	枚	05080230	直接-5-4	
		—	蓋材料	枚	枚	05080240	直接-5-5	
		—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
	安全施設工	ガードレール	ガードレール	m	m	05080310	直接-8-12	
		ガードケープル	ガードケープル	m	m	05120810	直接-8-13	
		ガードパイプ	ガードパイプ	m	m	05120820	直接-8-14	
		—	—	—	—	—	—	—
	区画線工	区画線	溶融式区画線	m	m	05120910	直接-8-15	
		—	ペイント式区画線	m	m	05120920	直接-8-16	
	縁石工	—	—	—	—	—	—	—
		アスファルトカーブ	アスファルトカーブ	m	m	05121010	直接-8-17	
		境界ブロック	歩車道境界ブロック	m	m	05121020	直接-8-18	
		—	地先境界ブロック	m	m	05121030	直接-8-19	
	水路復旧工	土水路工	—	—	—	—	—	—
			土水路	土水路	m	m	05130110	直接-6-1
		プレキャスト水路工	鉄筋コンクリートU型 鉄筋コンクリートベンチフリューム 鉄筋コンクリート柵渠 遠心力鉄筋コンクリート管 分水槽	U型側溝 (本体)	m	m	05120710	直接-5-1
			鉄筋コンクリート柵渠	鉄筋コンクリート柵渠	m	m	05130210	直接-5-2
			遠心力鉄筋コンクリート管	遠心力鉄筋コンクリート管	m	m	05130220	直接-7-13
			分水槽 (本体)	箇所	箇所	05130230	直接-5-3	
			蓋	枚	枚	05080230	直接-5-4	
蓋材料			枚	枚	05080240	直接-5-5		
—			—	—	—	—	—	
—			—	—	—	—	—	
仮設工	仮設土留・仮締切工	仮設鋼矢板	仮設鋼矢板	枚	枚 or 式	05140110	直接-12-1	
		切梁・腹起し	切梁・腹起し	t	t or 式	05140120	直接-12-2	
		たて込み簡易土留	たて込み簡易土留	m	m	05140130	直接-12-3	
	排水処理工	排水ポンプ (仮設)	水替	各単位	式	05140210	直接-12-4	
		—	—	—	—	—	—	
	仮設工	仮設工	任意仮設工	各単位	式	05140310	直接-12-5	

工種区分 (レベルA-1)	間接工事費 (ユニット)
------------------	--------------

工事工種体系ツリー				ユニット区分	積算単位 (ユニット)	契約単位 (ユニット)	ユニット コード	ユニット 積算基準項
工種 (B-1レベル)	種別 (B-2レベル)	細別 (B-3レベル)						
共通仮設 (横上げ)	運搬費	建設機械運搬費	建設機械運搬費	—	—	—	—	—
		重建設機械分解組立費	重建設機械分解組立費	台	式 or 台	99010110	諸経費-1	
		重建設機械分解組立輸送費	重建設機械分解組立輸送費	回	式 or 回	99010120	諸経費-2	
		仮設材運搬費	仮設材運搬費	回	式 or 回	99010130	諸経費-3	
	準備費				t	式 or t	99010140	諸経費-4
		木根等処分費	木根等処分費	—	—	—	—	—
	事業損失防止施設費				式 or 各単位	式 or 各単位	99010210	諸経費-5
		騒音調査費	騒音調査費	式 or 回	式 or 回	99010310	諸経費-6	
		振動調査費	振動調査費	式 or 回	式 or 回	99010320	諸経費-7	
		沈下観測費	沈下観測費	式 or 回	式 or 回	99010330	諸経費-8	
		傾斜観測費	傾斜観測費	式 or 回	式 or 回	99010340	諸経費-9	
		水質調査費	水質調査費	式 or 回	式 or 回	99010350	諸経費-10	
		地下水観測費	地下水観測費	式 or 回	式 or 回	99010360	諸経費-11	
		事業損失防止施設費	事業損失防止施設費	式	式	99010370	諸経費-12	
	安全費				—	—	—	—
		交通誘導員	交通誘導員	人日	式 or 人日	99010410	諸経費-13	
	役務費	安全管理員	安全管理員	人日	式 or 人日	99010420	諸経費-14	
					—	—	—	—
	借地料				式	式	99010510	諸経費-15
		電力基本料金	電力基本料金	式	式	99010520	諸経費-16	
		電力設備工事負担金	電力設備工事負担金	式	式	99010530	諸経費-17	
		用水基本料金	用水基本料金	式	式	99010540	諸経費-18	
	技術管理費				—	—	—	—
		土質試験費	土質試験費	式 or 各単位	式 or 各単位	99010610	諸経費-19	
		地質試験費	地質試験費	式 or 各単位	式 or 各単位	99010620	諸経費-20	
		軟弱地盤調査費	軟弱地盤調査費	式	式	99010630	諸経費-21	
		管水路継目試験費	管水路継目試験費	箇所	式 or 箇所	99010640	諸経費-22	
		溶接試験費	溶接試験費	枚	式 or 枚	99010650	諸経費-23	
	施工調査費				式	式	99010660	諸経費-24
					—	—	—	—
	管轄費				—	—	—	—
		監督員詰所	監督員詰所	式	式	99010710	諸経費-25	
	共通仮設費 (率計上)	共通仮設費 (率計上)			—	—	—	—
		共通仮設費 (率計上)			式	式	99010810	諸経費-26
	一時中止に伴う費用				—	—	—	—
		一時中止に伴う費用	一時中止に伴う費用			式	式	99020110

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.1 土工編

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 床掘（土砂）	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
-----------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工等における土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）、転石混り土、岩塊・玉石の掘削等である床掘（土砂）に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 作業土工のうち、土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）、転石混り土、岩塊・玉石におけるバックホウ床掘、クラムシェル床掘、人力床掘の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲

- (1) 積込単独作業の場合

2. 費用内訳

- ・作業土工の床掘における土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）、転石混り土、岩塊・玉石の掘削・積込、基面整形、法面荒仕上げ（管水路基礎周辺地山の整形は除く）等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（岩石）、掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。
- ・建設発生土受入地等での**整地** は含まない。
- ・**法面整形** は含まない。

3. 積算条件

床掘（土砂）ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	土質区分	障害の有無	土留の有無
床掘（土砂）	土砂	有り	有り
			無し
	各種	無し	有り
			無し
	各種	有り	有り
			無し
各種	無し	有り	
		無し	

- 注) 1 土量は、地山土量とする。
 2 積算条件：「土質区分」での「土砂」は「砂、砂質土、粘性土、礫質土」を包括している。
 3 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。
 ・土質区分：各種（「転石混り土」or「岩塊・玉石」を入力）
 4 積算条件：「障害の有無」は以下のとおりに区分する。

- ・有り：掘削作業に当たり、矢板を打ち、その他に切梁・腹起し、基礎杭等の障害物がある場合又は、掘削箇所が、地下水位以下等で排水をせず水中掘削作業（溝掘、基礎掘削、床掘）を行う場合
- ・無し：掘削作業に当たり、オープン掘削等又は矢板のみでその他の障害物がない場合

5 「管水路基礎周辺地山の整形は除く」とは、管水路工事の管体基礎工（砂・碎石）を使用する場合に適用する。

4. その他

- (1) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (2) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (3) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (4) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (5) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (6) 建設発生土受入地等での整地については、（直接-1-11）による。
- (7) 法面整形については、（直接-1-10）による。
- (8) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**床掘（岩石）**

積算単位：m³（土量）

契約単位：式 or m³（土量）

1. 適用範囲

本資料は、土工等における岩石（軟岩（Ⅰ）、軟岩（Ⅱ）、中硬岩、硬岩（Ⅰ））の掘削等である床掘（岩石）に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

（1）作業土工のうち、岩石（軟岩（Ⅰ）、軟岩（Ⅱ）、中硬岩、硬岩（Ⅰ））における大型ブレーカ掘削（床掘）、人力床掘の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

（1）積込単独作業の場合

2. 費用内訳

・作業土工の床掘における岩石（軟岩（Ⅰ）、軟岩（Ⅱ）、中硬岩、硬岩（Ⅰ））の掘削・積込・破碎岩除去、基面整形（管水路基礎周辺地山の整形は除く）等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**床掘（土砂）、掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。

・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。

・建設発生土受入地等での**整地** は含まない。

・**法面整形** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。

（2）掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。

（3）掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。

（4）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。

（5）残土運搬については、（直接-1-12）による。

（6）建設発生土受入地等での整地については、（直接-1-11）による。

（7）法面整形については、（直接-1-10）による。

（8）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 埋戻	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
-------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工等における埋戻に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 作業土工のうち、埋戻における土砂の投入・敷均し・締固めの場合

2. 費用内訳

・作業土工の埋戻における土砂等の投入・敷均し・締固め等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**土材料** は含まない。
- ・土砂採取場における採取土等の**積込** は含まない。
- ・**土砂等運搬** は含まない。

3. 積算条件

埋戻ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件
	施工幅
埋戻	1.0m未満
	1.0m以上 4.0m未満
	各種

- 注) 1 土量は、締固め後の土量とする。
2 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。
・土質区分：各種（「4 m以上」を入力）

4. その他

- (1) 土材料については、(直接-1-7) による。
- (2) 土砂採取場における採取土の積込については、(直接-1-9) による。
- (3) 土砂等運搬については、(直接-1-8) による。
- (4) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 掘削（土砂）	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
-----------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工における土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）、転石混り土、岩塊・玉石の掘削等である掘削（土砂）に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 掘削工のうち、土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）、転石混り土、岩塊・玉石におけるブルドーザ掘削、バックホウ掘削、人力掘削の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲

(1) 積込単独作業の場合

2. 費用内訳

・掘削工における土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）、転石混り土、岩塊・玉石の掘削・積込及び集積・積込、法面荒仕上げ等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。
- ・建設発生土受入地等での**整地** は含まない。
- ・**法面整形** は含まない。

3. 積算条件

掘削（土砂）ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	土質区分	障害の有無	土留の有無
掘削（土砂）	土砂	有り	有り
			無し
	各種	無し	有り
			無し
	各種	有り	有り
			無し
各種	無し	有り	
		無し	

- 注) 1 土量は、地山土量とする。
 2 積算条件：「土質区分」での「土砂」は「砂、砂質土、粘性土、礫質土」を包括している。
 3 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を入力する。
 ・土質区分：各種（「転石混り土」or「岩塊・玉石」を入力）

4 積算条件：「障害の有無」は以下のとおりに区分する。

- ・有り：掘削作業に当たり、矢板を打ち、その他に切梁・腹起し、基礎杭等の障害物がある場合又は、掘削箇所が、地下水位以下等で排水をせず水中掘削作業（溝掘、基礎掘削、床掘）を行う場合
- ・無し：掘削作業に当たり、オープン掘削等又は矢板のみでその他の障害物がない場合

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (4) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (5) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (6) 建設発生土受入地等での整地については、（直接-1-11）による。
- (7) 法面整形については、（直接-1-10）による。
- (8) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 掘削（岩石）	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
-----------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工における岩石（軟岩（Ⅰ）、軟岩（Ⅱ）、中硬岩、硬岩（Ⅰ））の掘削等である掘削（岩石）に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

（1）掘削工のうち、岩石（軟岩（Ⅰ）、軟岩（Ⅱ）、中硬岩、硬岩（Ⅰ））におけるリッパ掘削、火薬併用リッパ掘削、大型ブレーカ掘削、片切掘削（人力併用機械掘削）、片切掘削（火薬併用機械掘削）、人力掘削の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

（1）積込単独作業の場合

2. 費用内訳

・掘削工における岩石（軟岩（Ⅰ）、軟岩（Ⅱ）、中硬岩、硬岩（Ⅰ））の掘削・積込・破碎岩除去及び集積・積込等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、掘削（土砂）** は含まない。

・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。

・建設発生土受入地等での**整地** は含まない。

・**法面整形** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。

（2）床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。

（3）掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。

（4）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。

（5）残土運搬については、（直接-1-12）による。

（6）建設発生土受入地等での整地については、（直接-1-11）による。

（7）法面整形については、（直接-1-10）による。

（8）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 盛土	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
-------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工における盛土に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 盛土工の盛土における土砂の敷均し・締固めの場合

2. 費用内訳

・盛土工における土砂等の敷均し・締固め等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**土材料** は含まない。
- ・土砂採取場における採取土等の**積込** は含まない。
- ・**土砂等運搬** は含まない。
- ・**法面整形** は含まない。

3. 積算条件

盛土ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件
	盛土幅
盛土	1.0m未満
	1.0m以上 2.5m未満
	2.5m以上 4.0m未満
	4.0m以上

- 注) 1 盛土幅は、盛土部の下幅を示す。
2 土量は、締固め後の土量とする。

4. その他

- (1) 土材料については、(直接-1-7) による。
- (2) 土砂採取場における採取土等の積込については、(直接-1-9) による。
- (3) 土砂等運搬については、(直接-1-8) による。
- (4) 法面整形については、(直接-1-10) による。
- (5) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 土材料	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：m ³ （土量）
--------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、土工等における土材料に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 作業土工における土材料
- (2) 盛土工における土材料
- (3) 整形仕上げ工における土材料
- (4) 路体盛土工における土材料
- (5) 路床盛土工における土材料

2. 費用内訳

- ・作業土工等における埋戻材料、盛土材料または置換材料等の購入に要する全ての費用（現着単価）を含む。
- ・**管体基礎材料**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 管体基礎材料については、（直接-7-2）による。
- (2) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 土砂等運搬	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
----------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工等におけるダンプトラックによる土砂等運搬に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 仮置場への土砂等の運搬
- (2) 工区外への土砂等の運搬
- (3) 土取場（仮置場）から採取する土砂等の運搬
- (4) 自工区内の土砂等の運搬

2. 費用内訳

・作業土工等における土砂等の運搬、土取場（仮置場）等から採取する場合のダンプトラックによる土砂等の運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**積込、残土運搬** は含まない。
- ・受入地での**整地** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 積込については、（直接-1-9）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) 受入地での整地については、（直接-1-11）による。
- (4) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 積込	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
-------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工等における積込に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 土取場（仮置場）等から採取する場合の土砂等の積込
- (2) 作業土工等で生じ、仮置きされた土砂等の積込
- (3) 作業土工等で生じた残土の仮置場での積込

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲

- (1) 地山を掘削した土砂等を直接運搬車両等に投入する場合

2. 費用内訳

- ・ 作業土工等で生じた残土等の仮置場等での積込、盛土工、路床（路体）盛土工等における置換材料等の土取場（仮置場）等から採取する場合の土砂等の積込等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 法面整形	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、土工における法面整形に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 整形仕上げ工のうち、土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）及び軟岩（I）における切土法面及び盛土法面の表層部を削り取りながらの法面整形及び盛土法面の築立てしながらの法面（土羽）整形の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 現場制約（機械施工が困難な場合、または一度法面整形を完成した後に局部的に浸食・崩壊を生じた場合、保護工を施工する前に必要に応じて行う整形作業（二次整形））がある場合
- (2) 管水路基礎周辺地山の整形の場合
- (3) 基面整正、法面荒仕上げの場合

2. 費用内訳

・整形仕上げ工における土砂（砂、砂質土、粘性土、礫質土）及び軟岩（I）の切土法面の表層部を削り取りながらの法面整形、盛土法面の表層部を削り取りながらの法面整形、及び築立てしながらの法面（土羽）整形等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・ **掘削（土砂）、掘削（岩石）、盛土** は含まない。
- ・ **土材料** は含まない。

3. 積算条件

法面整形ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	法面区分	土質区分
法面整形	切土部	土砂
		各種
	盛土部	土砂

注) 1 積算条件：「土質区分」での「土砂」は「砂、砂質土、粘性土、礫質土」を包括している。

2 積算条件：「土質区分」において「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・ 土質区分：各種（「軟岩（I）」を入力）

4. その他

- (1) 掘削（土砂）については、（直接－1－4）による。
- (2) 掘削（岩石）については、（直接－1－5）による。
- (3) 盛土については、（直接－1－6）による。
- (4) 土材料については、（直接－1－7）による。
- (5) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 整地	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
-------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工における整地に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 作業土工等で発生した残土等の建設発生土受入地等における整地作業

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲

(1) 締固め作業を行う必要がある場合

2. 費用内訳

・作業土工等で発生した残土等の建設発生土受入地等における整地等、その施工に要する全ての費用を含む。

・締固め作業は含まない。

・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。

・**残土処分** は含まない。

3. 積算条件

整地ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件
整地	整地

注) 土量は、地山土量とする。

4. その他

(1) 土砂等運搬については、(直接-1-8) による。

(2) 残土運搬については、(直接-1-12) による。

(3) 残土処分については、(直接-1-13) による。

(4) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 残土運搬	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
---------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工における残土運搬に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 作業土工等で発生した残土のダンプトラックによる建設発生土受入地までの運搬

2. 費用内訳

・作業土工等で生じた残土を建設発生土受入地へ処分する場合の建設発生土受入地までのダンプトラックによる運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・積込 は含まない。
- ・残土処分 は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

- ・土量は、地山土量とする。
- ・建設発生土とは建設工事から搬出される土砂等であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物（汚泥）には該当しないものをいう。

4. その他

- (1) 積込については、(直接-1-9) による。
- (2) 残土処分については、(直接-1-13) による。
- (3) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 残土処分	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：式 or m ³ （土量）
---------------------	---

1. 適用範囲

本資料は、土工における残土処分に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 作業土工等で発生した残土の建設発生土受入地での処分

2. 費用内訳

- ・作業土工等で生じた残土の建設発生土受入地での処分に要する全ての費用を含む。
- ・建設発生土受入地での**整地**は含まない。
- ・**残土運搬**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

- ・土量は、地山土量とする。
- ・建設発生土とは建設工事から搬出される土砂等であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物（汚泥）には該当しないものをいう。

4. その他

- (1) 建設発生土受入地での整地については、（直接-1-11）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.2 共通編

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： コンクリート構造物取壊し	積算単位：m ³ （体積） 契約単位：m ³ （体積）
-----------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、構造物撤去工におけるコンクリート構造物取壊しに適用する。

- 1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合
- (1) コンクリート構造物取壊し作業
 - (2) 機械施工の場合において、施工基面（機械設置面）から上下5m以内の作業の場合
- 1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合
- (1) 建築物の取壊し作業及びブロック施工による旧橋撤去の場合
 - (2) 舗装版及び石積の取壊しの場合
 - (3) 取壊し作業で火薬、ワイヤーソーイング、静的破碎を使用する場合

2. 費用内訳

- ・ 構造物取壊し工における既設コンクリート構造物の取壊し作業、鉄筋の切断、破砕片の除去・積込みの他、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ 建築物の取壊し、ブロック施工による旧橋撤去に伴う取壊し工は含まない。
- ・ **舗装版取壊し、石積取壊し**は含まない。
- ・ **殻運搬、殻処分**は含まない。

3. 積算条件

コンクリート構造物取壊しユニットの積算条件は下表のとおりである。

表3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	構造物区分	障害の有無
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	有り
		無し
	鉄筋構造物	有り
		無し

注) 1 コンクリート殻は、径30cm程度に破碎するものとする。ただし、破碎したコンクリート殻を新たに二次破碎する場合の費用は含まない。

2 数量は、構造物の取壊し前の体積とする。

3 積算条件：「障害の有無」とは以下のとおりとする。

有り：狭あい部等で大型機械が搬入できない場合、または部分的な取壊しが必要な場合

無し：上記「有り」以外の場合

4. その他

- (1) 舗装版取壊しについては、(直接-2-2) による。
- (2) 石積取壊しについては、(直接-2-3) による。
- (3) 殻運搬については、(直接-2-4) による。
- (4) 殻処分については、(直接-2-5) による。
- (5) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準(土木工事)による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 舗装版取壊し	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-----------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、構造物撤去工における舗装版取壊しに適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) アスファルト舗装版の厚さが 40cm 以下の場合
- (2) コンクリート舗装版の厚さが 35cm 以下の場合
- (3) コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版の時、コンクリート版の厚さが 35cm 以上で且つ、全体厚さが 45cm 以下の場合

2. 費用内訳

- ・構造物取壊し工におけるアスファルト舗装版等の取壊し、殻積込みの他、チゼルの損耗費等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**殻運搬、殻処分** は含まない。
- ・舗装版切断は含まない。

3. 積算条件

舗装版取壊しユニットの積算条件は下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	舗装版種別	舗装版厚
舗装版取壊し	アスファルト舗装版	10cm 以下
		各種
	各種	各種

注) 1 「舗装版種別：アスファルト舗装版、舗装版厚：10cm以下」を選択できるのは、バックホウ等による直接破碎・積込の場合であり、現場条件等からこれに外れる場合は、「各種」を選択する。

2 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・舗装版種別：各種（「コンクリート舗装版」 or 「コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版」を入力）
- ・舗装版厚：各種（「舗装版厚(cm)」を入力）

4. その他

- (1) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (2) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (3) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 石積取壊し	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
----------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、構造物撤去工における石積取壊しに適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

(1) 施工に障害が有る（狭あい部等で機械施工できない）場合

①練積の場合：控え長 35cm 以上 45cm 未満

②空積の場合：控え長 90cm 未満

(2) 施工に障害が無い場合

①練積の場合：控え長 25cm 以上 60cm 未満

②空積の場合：控え長 20cm 以上 60cm 未満

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲

(1) コンクリートブロック積の取壊しの場合

2. 費用内訳

・構造物取壊し工における既設石積みの取壊し、破砕材集積手間、殻積込み等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**殻運搬、殻処分** は含まない。

3. 積算条件

石積取壊しユニットの積算条件は下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	障害の有無	種別・形状区分
石積取壊し	有り	練積（控 35cm 以上 45cm 未満）
		空積（控 45cm 未満）
		空積（控 45cm 以上 60cm 未満）
		空積（控 60cm 以上 90cm 未満）
	無し	練積（控 25cm 以上 60cm 未満）
		空積（控 20cm 以上 60cm 未満）

4. その他

(1) 殻運搬については、(直接-2-4) による。

(2) 殻処分については、(直接-2-5) による。

(3) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**殻運搬**

積算単位：m³（殻体積）
契約単位：m³（殻体積）

1. 適用範囲

本資料は、構造物撤去工における殻（既設構造物等の取壊しによって発生するコンクリート殻またはアスファルト殻）の運搬に適用する。

2. 費用内訳

- ・構造物取壊し工における殻（既設構造物等の取壊しによって発生するコンクリート殻またはアスファルト殻）の運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・コンクリート殻またはアスファルト殻の積込みは含まない。
- ・**殻処分** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）殻処分については、（直接-2-5）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**殻処分**

積算単位：m³（殻体積）
契約単位：m³（殻体積）

1. 適用範囲

本資料は、構造物撤去工における殻（既設構造物等の取壊しによって発生するコンクリート殻またはアスファルト殻）の処分に適用する。

2. 費用内訳

・構造物取壊し工における殻（既設構造物等の取壊しによって発生するコンクリート殻またはアスファルト殻）の処分場での処分に要する全ての費用を含む。

- ・ **殻運搬** は含まない。
- ・ 産業廃棄物税は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）殻運搬については、（直接-2-4）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ネットフェンス	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、付帯施設等におけるネットフェンスに適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 柵高が 1.0m～1.5m で、支柱間隔が 1.2m～2.0m の場合

2. 費用内訳

・付帯施設設置工におけるネットフェンス設置の他、コンクリート基礎もしくはプレキャスト基礎ブロックの設置、作業土工（床掘、埋戻）、充填材（モルタル）、構造物に設置する場合の穴あけ、ネット張り作業の使用器具（インパクトドライバー・高速カッター）等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・ **フェンス扉** は含まない。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬** は含まない。

3. 積算条件

ネットフェンスユニットの積算条件は下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件			
	柵高	規格	支柱間隔	設置区分
ネットフェンス	1.2m	A-II型	2.0m	構造物設置
				各種
		各種	各種	各種
	各種	各種	各種	各種

注) 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・柵 高：各種（「1.0m」 or 「1.5m」を入力）
- ・規 格：各種（文字入力）
- ・支柱間隔：各種（「1.2m」 or 「1.5m」 or 「1.8m」を入力）
- ・設置区分：各種（「アンカーブロック設置」を入力）

4. その他

- (1) フェンス扉については、（直接-2-7）による。
- (2) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (3) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (4) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： フェンス扉	積算単位：組（組数） 契約単位：組（組数）
----------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、付帯施設等におけるフェンス扉に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 柵高が1.0m～1.5mで、片開用(B=1.0m)もしくは両開用(B=2.0m)のネットフェンス用門扉の場合

2. 費用内訳

- ・付帯施設設置工におけるフェンス扉設置の他、格子式門扉の門柱設置等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**ネットフェンス** は含まない。

3. 積算条件

フェンス扉ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	柵高	規格	材料
フェンス扉	1.2m	ネット式片開	亜鉛メッキ製
			各種
		格子式片開	—
	各種	各種	各種
	各種	各種	各種

注) 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・柵 高：各種（「1.0m」 or 「1.5m」を入力）
- ・規 格：各種（文字入力）
- ・材料区分：各種（文字入力）

4. その他

- (1) ネットフェンスについては、(直接-2-6) による。
- (2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 境界杭	積算単位：本（数） 契約単位：本（数）
--------------------	------------------------

1. 適用範囲

本資料は、付帯施設等における境界杭の設置に適用する。

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

・用地境界杭工における境界杭設置、作業土工（床掘・埋戻）等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

・上記①の設置費のみを含む（境界杭の製品費は含まない）。

・ **土砂等運搬** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。

（2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 植生マット・シート	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
--------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、法面工における植生マット・シートに適用する。

2. 費用内訳

- ・植生工における法面への植生マット・植生シートの設置の他、法面清掃、法面清掃に伴い発生する残土の積込・運搬、養生、材料ロス及び現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**法面整形** は含まない。
- ・**残土処分** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）法面整形については、（直接-1-10）による。
- （2）残土処分については、（直接-1-13）による。
- （3）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工種：『工事工種体系』参照
種別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 芝工	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、法面工における芝工に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 人工筋芝（種子帯）の張付
- (2) 野芝、高麗芝の筋芝
- (3) 野芝、高麗芝、人工芝の全面張
- (4) 野芝の市松張

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 切土法面に施工する場合
- (2) 目地張、千鳥張の場合
- (3) 公園工事の場合
- (4) 道路植栽工事の場合

2. 費用内訳

- ・植生工における法面への芝の張付け、耳芝、目串、施肥の他、現場内小運搬、養生等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**法面整形** は含まない。

3. 積算条件

芝工の積算条件は、下表のとおりである。

表3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	芝種	施工規模
芝工	人工筋芝（種子帯）	500 m ² 以上
		300 m ² 以上 500 m ² 未満
		300 m ² 未満
	野芝・高麗芝（筋芝）	500 m ² 以上
		300 m ² 以上 500 m ² 未満
		300 m ² 未満
	野芝・高麗芝（全面張）	500 m ² 以上
		300 m ² 以上 500 m ² 未満
		300 m ² 未満
	人工芝（全面張）	500 m ² 以上
		300 m ² 以上 500 m ² 未満
		300 m ² 未満
野芝（市松張）	500 m ² 以上	
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	
	300 m ² 未満	

4. その他

(1) 法面整形については、(直接-1-10) による。

(2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
 その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 安定処理	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、基礎工における安定処理に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) スタビライザにより施工できない路床改良工事、構造物基礎の地盤改良工事で、1層の混合深さが路床1m以下、構造物基礎2m以下における現位置での混合作業の場合
- (2) 改良深100cm以下かつ1層を、安定処理材を散布し、現場路床土をスタビライザーによる混合作業の場合

2. 費用内訳

- ・安定処理工における地盤表層部の混合安定処理のための改良材散布混合、敷均し、締固めの他、養生中の飛散防止（シート掛け）、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 手摺	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工における手摺に適用する。

2. 費用内訳

- ・昇降等の補助に用いる手摺の購入、設置等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ステップ	積算単位：個（個数） 契約単位：個（個数）
---------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工におけるステップに適用する。

2. 費用内訳

・各種構造物の管理用に用いるステップの購入、設置等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 現場打ち擁壁工	積算単位：m ³ (コンクリート体積) 契約単位：m ³ (コンクリート体積)
------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工における現場打ち擁壁工に適用する。

2. 費用内訳

・現場打ち擁壁工の基礎材、均しコンクリート、型枠製作・組立・脱型、鉄筋加工・組立、コンクリートの他、足場設置・撤去、目地材、止水板、水抜きパイプ、吸出し防止材、コンクリート打設用器材、型枠材料、型枠はく離剤、養生材等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

(1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。

(2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。

(3) 埋戻については、（直接-1-3）による。

(4) 土材料については、（直接-1-7）による。

(5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。

(6) 積込については、（直接-1-9）による。

(7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： プレキャストL型擁壁	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
---------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工におけるプレキャストL型擁壁に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下の全ての条件に該当する場合

- (1) 擁壁高さが0.5m以上～5.0m以下の場合
- (2) ブロック単位の長さが2.0m/個の場合

2. 費用内訳

・プレキャストL型擁壁工における基礎材、均しコンクリート、型枠、敷モルタル、プレキャストL型擁壁設置（ブロック間接合）、目地材、排水材、養生等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (6) 積込については、（直接-1-9）による。
- (7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**プレキャスト逆T型擁壁**

積算単位：m（延長）

契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工におけるプレキャスト逆T型擁壁に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下の全ての条件に該当する場合

- (1) 擁壁高さが0.5m以上～5.0m以下の場合
- (2) ブロック単位の長さが2.0m/個の場合

2. 費用内訳

・プレキャスト逆T型擁壁工における基礎材、均しコンクリート、型枠、敷モルタル、プレキャスト逆T型擁壁設置（ブロック間接合）、目地材、排水材、養生等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (6) 積込については、（直接-1-9）による。
- (7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 石積工	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
--------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工における石積工に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 現場内で発生した玉石等雑石を使用する場合
- (2) 玉石又は雑割石を用い、法勾配が1割より急な空・練積による場合
- (3) 使用する石材控長が、玉石等雑石（控長35cm以上150cm未満）、玉石（控長25cm～35cm）、雑割石（控長30cmから45cm）の場合

2. 費用内訳

- ・石積工における現場打ち基礎、石積（法勾配1割未満）、裏込材設置、胴込・裏込コンクリート打設、水抜きパイプ及び吸出し防止材、目地材の他、型枠、天端コンクリート、材料の現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (6) 積込については、（直接-1-9）による。
- (7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： コンクリートブロック積工	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-----------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工におけるコンクリートブロック積工に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 勾配が1割未満（1:1.0未満）の法面に施工するブロック積みで、JISタイプの積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個未満）を使用する場合。但し、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 垂直高が練積において7mを超える場合（空積においては3mを超える場合）

2. 費用内訳

- ・コンクリートブロック工における現場打基礎、間知ブロック積（法勾配1割未満・ブロック質量150kg/個未満）の設置、裏込材設置、胴込・裏込コンクリート打設、水抜きパイプ、吸出し防止材、遮水・止水シート張、横帯・小口止コンクリート（基礎材、コンクリート、型枠、鉄筋、目地材、養生）、手摺先行型枠組足場、天端コンクリート、材料の現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (6) 積込については、（直接-1-9）による。
- (7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： コンクリートブロック張工	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-----------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工における間知ブロック張工に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 勾配が1割以上（1:1.0以上）の法面に施工するブロック張で、張ブロックの規格50cm×50cm以下を用いた場合。

2. 費用内訳

- ・コンクリートブロック工における現場打基礎、間知ブロック張（法勾配1割以上・ブロック規格50cm×50cm以下）の設置、裏込材設置、胴込・裏込コンクリート打設、水抜きパイプ、吸出し防止材、遮水・止水シート張、横帯・小口止コンクリート（基礎材、コンクリート、型枠、鉄筋、目地材、養生）、手摺先行型枠組足場、天端コンクリート、材料の現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (6) 積込については、（直接-1-9）による。
- (7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 大型ブロック積工	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工における大型ブロック積工に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 大型積ブロック（間知ブロック）の設置で、法勾配が1割未満、ブロック質量150kg/個以上2,600kg/個以下の場合

2. 費用内訳

- ・大型コンクリートブロック工における現場打基礎、間知ブロック積（法勾配1割未満・ブロック質量150kg/個以上2600kg/個未満）の設置、裏込材設置、胴込・裏込コンクリート打設、水抜きパイプ、吸出し防止材、遮水・止水シート張、横帯・小口止コンクリート（基礎材、コンクリート、型枠、鉄筋、目地材、養生）、手摺先行型枠組足場、天端コンクリート、材料の現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (6) 積込については、（直接-1-9）による。
- (7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 大型ブロック張工	積算単位：㎡（面積） 契約単位：㎡（面積）
-------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、擁壁工における大型ブロック張工に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 大型張ブロック（間知ブロック、平ブロック）の設置で、法勾配が1割以上、ブロック質量150kg/個以上770kg/個以下の場合

2. 費用内訳

- ・大型コンクリートブロック工における現場打基礎、間知・平ブロック張（法勾配1割以上・ブロック質量150kg/個以上770kg/個未満）の設置、裏込材設置、胴込・裏込コンクリート打設、水抜きパイプ、吸出し防止材、遮水・止水シート張、横帯・小口止コンクリート（基礎材、コンクリート、型枠、鉄筋、目地材、養生）、手摺先行型枠組足場、天端コンクリート、材料の現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻、土材料、土砂等運搬、積込**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (5) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (6) 積込については、（直接-1-9）による。
- (7) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 種子散布	積算単位：㎡（面積） 契約単位：㎡（面積）
---------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、法面工における種子散布に適用する。

2. 費用内訳

- ・法面への種子散布、法面清掃、法面清掃で発生する残土の積込み・運搬の他、現場内小運搬、養生等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **法面整形** は含まない。
- ・ **残土処分** は含まない。
- ・ **ラス張、繊維ネット** は含まない。
- ・ 種子飛散や流れ出し防止用の被覆シート設置・撤去は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 法面整形については、（直接-1-10）による。
- (2) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (3) ラス張については（直接-2-25）による
- (4) 繊維ネットについては（直接-2-23）による。
- (5) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 繊維ネット	積算単位：㎡（面積） 契約単位：㎡（面積）
----------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、法面工における繊維ネットに適用する。

2. 費用内訳

- ・ 法面への繊維ネット張り、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ 法面清掃、残土の積込・運搬は含まない。
- ・ **法面整形、残土処分、種子散布、客土吹付**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）法面整形については、（直接-1-10）による。
- （2）残土処分については、（直接-1-13）による。
- （3）種子散布については、（直接-2-22）による。
- （4）客土吹付については、（直接-2-24）による。
- （5）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 客土吹付	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、法面工における客土吹付に適用する。

2. 費用内訳

- ・法面への客土吹付、法面清掃、法面清掃で発生する残土の積込み・運搬の他、養生、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **法面整形、ラス張、繊維ネット、残土処分**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）法面整形については、（直接-1-10）による。
- （2）ラス張については、（直接-2-25）による。
- （3）繊維ネットについては、（直接-2-23）による。
- （4）残土処分については、（直接-1-13）による。
- （5）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ラス張	積算単位：㎡（面積） 契約単位：㎡（面積）
--------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、法面工におけるラス張に適用する。

2. 費用内訳

- 吹付枠法面工における枠内吹付及び法面吹付のラス・アンカーピン（全面張）の設置、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。

なお、枠内吹付の場合は、法面清掃及び残土の積込・運搬を含む。

- 法面整形、客土吹付、種子散布、残土処分**は含まない。

3. 積算条件

ラス張の積算条件は、下表のとおりである。

表3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	吹付区分	施工規模
ラス張	枠内吹付	1000 ㎡以上
		500 ㎡以上 1000 ㎡未満
		500 ㎡未満
	法面吹付	1000 ㎡以上
		500 ㎡以上 1000 ㎡未満
		500 ㎡未満

4. その他

- 法面整形については、（直接-1-10）による。
- 客土吹付については、（直接-2-24）による。
- 種子散布については、（直接-2-22）による。
- 残土処分については、（直接-1-13）による。
- 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 植生基材吹付	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-----------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、法面工における植生基材吹付に適用する。

2. 費用内訳

- ・法面への植生基材吹付、法面清掃、ラス張、アンカーピン設置、法面清掃で発生する残土の積込み・運搬、養生の他、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **法面整形、繊維ネット、残土処分**は含まない。
- ・ 枠内吹付工の場合は、ラス・アンカーピンの設置費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）法面整形については、（直接-1-10）による。
- （2）繊維ネットについては、（直接-2-23）による。
- （3）残土処分については（直接-1-13）による。
- （4）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： モルタル・コンクリート吹付	積算単位：㎡（面積） 契約単位：㎡（面積）
------------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、法面工におけるモルタル・コンクリート吹付に適用する。

2. 費用内訳

- ・法面へのモルタル・コンクリート吹付、法面清掃、ラス張、アンカーピン設置、法面清掃で発生する残土の積込み・運搬の他、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ 補強鉄筋が必要な場合の補強鉄筋は含まない。
- ・ **法面整形、残土処分**は含まない。
- ・ 枠内吹付工の場合は、ラス・アンカーピンの設置費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）法面整形については、（直接-1-10）による。
- （2）残土処分については、（直接-1-13）による。
- （3）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.3 コンクリート編

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 弁室工	積算単位：基（基数） 契約単位：基（基数）
--------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、分水弁室工等における現場打ちまたはプレキャスト製品による弁室工に適用する。

2. 費用内訳

・弁室工における各種弁室の構築作業で、基礎材、均しコンクリート、型枠製作・組立・脱型、鉄筋加工・組立、コンクリート、プレキャスト製品設置の他、足場設置・撤去、支保設置・撤去、目地材、止水板、収縮目地、蓋、マンホール、ステップ、通気孔（通気管の継手材を含む）、振れ止め金具、コンクリート打設用器材、型枠材料、型枠用器材、型枠はく離剤、養生材、排水孔等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**埋戻** は含まない。
- ・**弁設置、弁材料** は含まない。
- ・杭、地盤改良等の基礎工は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- （2）床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- （3）掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- （4）掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- （5）埋戻については、（直接-1-3）による。
- （6）弁設置については、（直接-7-10）による。
- （7）弁材料については、（直接-7-11）による。
- （8）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： スラストブロック工	積算単位：基（基数） 契約単位：基（基数）
--------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、管水路工における現場打ちコンクリートによるスラストブロック工に適用する。

2. 費用内訳

・スラストブロック工におけるブロック構築作業で、基礎材、型枠製作・組立・脱型、鉄筋加工・組立、コンクリートの他コンクリート打設用器材、型枠材料、型枠用器材、型枠はく離剤、養生材、浮上防止バンド等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**埋戻** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (4) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (5) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (6) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.4 基礎編

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 既製コンクリート杭	積算単位：本（本数） 契約単位：本（本数）
--------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、基礎工における既製コンクリート杭に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) クローラクレーン又はトラッククレーン+モンケンを用いた杭径400mm以下のコンクリート杭打設の場合。
- (2) 中掘（打撃又はグラウト注入（拡大根固め工法を含む。）による打止め。）による杭径400以上～1,000mm未満の既製コンクリート杭（PHC杭、RC杭、SC+PHC杭）打設の場合
- (3) パイルハンマを用いた杭径300mm以上～1,000mm未満のコンクリート杭打設の場合

2. 費用内訳

- ・既製杭工における既製コンクリート杭の杭据付、杭頭処理、現場取卸、発生土運搬処理等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **殻運搬、殻処分**は含まない。
- ・ **カットオフ**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (2) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (3) カットオフについては、（直接-4-2）による。
- (4) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： カットオフ	積算単位：本（本数） 契約単位：本（本数）
----------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、基礎工におけるカットオフに適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 径300～800mmの既製コンクリート杭（PHC杭、RC杭）の杭頭処理のうち、剛結合を目的とするカットオフ工の場合

2. 費用内訳

- ・既製杭工における既製コンクリート杭の杭頭処理におけるカットオフ、カットオフ殻積込等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**殻運搬、殻処分**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (2) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (3) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 鋼管杭	積算単位：本（本数） 契約単位：本（本数）
--------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、基礎工における鋼管杭に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) パイルハンマを用いた杭径400mm以上～1,200mm未満の鋼管杭打設の場合
- (2) 中掘（打撃又はグラウト注入（拡大根固め工法を含む）による打止め）による鋼管杭の施工の場合

2. 費用内訳

- ・既製杭工における鋼管杭の杭据付、杭頭処理、現場取卸、発生土運搬処理等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.5 フリューム類据付編

工事区分：管水路工事、水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： U型側溝（本体）	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工、水路復旧工におけるU型側溝（本体）に適用する。

1-1. 本ユニットが適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) U型側溝（本体）の設置（材料込みの新設設置）
- (2) 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）
- (3) 撤去・設置の場合（同一物を撤去して設置：移設）
- (4) 撤去の場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

・道路用側溝工等におけるU型側溝（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）の基礎材、型枠、鉄筋、基礎コンクリート、敷モルタル、目地材、U型側溝の設置、コンクリートカット運転、コンクリートカットブレード損耗費、側溝損失費、作業土工の他、目地モルタル等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

・上記①の設置費のみを含む（U型側溝の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

・道路用側溝工等におけるU型側溝の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（U型側溝の製品費は含まない）。

④撤去の場合

・道路用側溝工等におけるU型側溝の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。

・**土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分**は含まない。

・**蓋、蓋材料**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (4) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (5) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (6) 蓋については、（直接-5-4）による。
- (7) 蓋材料については、（直接-5-5）による。
- (8) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**鉄筋コンクリート柵渠**

積算単位：m（延長）
契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、水路復旧工における鉄筋コンクリート柵渠に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 水路断面積が 3.60 m²以下の場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

・プレキャスト水路工における鉄筋コンクリート柵渠の底版コンクリート、基礎材、鉄筋コンクリート柵渠、作業土工（床掘、埋戻）の他、手動吊込み器具（チェンブロック、レバーブロック）等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

・上記①の設置費のみを含む（鉄筋コンクリート柵渠の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

・プレキャスト水路工における鉄筋コンクリート柵渠の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（鉄筋コンクリート柵渠の製品費は含まない）。

④撤去の場合

・プレキャスト水路工における鉄筋コンクリート柵渠の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。

・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

(1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。

(2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。

(3) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**分水槽（本体）**

積算単位：箇所（箇所数）
契約単位：箇所（箇所数）

1. 適用範囲

本資料は、水路復旧工における分水槽に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 現場打ちの場合
- (2) プレキャストの場合で、ブロック質量50kg/基以上2,200kg/基以下の場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設置）

・プレキャスト水路工における集水桝の基礎材、均しコンクリート、コンクリート、型枠、鉄筋、敷きモルタル、ステップ、プレキャスト桝の設置、作業土工（床掘・埋戻）の他、敷砂材料、足場材、ステップ材料等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

・上記①の設置費のみを含む（集水桝の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

・プレキャスト水路工における集水桝の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（集水桝の製品費は含まない）。

④撤去の場合

・プレキャスト水路工における集水桝の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

・**土砂等運搬、残土運搬、コンクリート構造物取壊し、殻運搬、殻処分**は含まない。

・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) コンクリート構造物取壊しについては、（直接-2-1）による。
- (4) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (5) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (6) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 蓋	積算単位：枚（枚数） 契約単位：枚（枚数）
------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工及び水路復旧工等における蓋に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のすべてに該当する場合

- (1) 道路用側溝工等における集水柵及びU形側溝等の蓋の設置作業
- (2) 蓋の質量が170kg/枚以下の場合

2. 費用内訳

①設置の場合（新設設置であっても、蓋の製品費は含まない。）

- ・道路用側溝工等における集水柵またはU形側溝等の蓋の設置（鋼製蓋の場合は受枠の設置を含む）等、その施工に要する全ての費用を含む。

②撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

- ・蓋の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（蓋の製品費は含まない）。

③撤去の場合

- ・道路用側溝工等における集水柵またはU形側溝等の蓋の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

- ・**蓋材料** は含まない。

3. 積算条件

蓋ユニットの積算条件は下表のとおりである。

表3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	設置方式	質量（1枚当り）
蓋	設置	40kg以下
		40kgを超え170kg以下
	撤去	40kg以下
		40kgを超え170kg以下
各種	各種	

注) 積算条件：「各種」を選択した場合、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・設置方式：各種（「撤去・設置」を入力）
- ・質量（1枚当り）：各種（「40kg以下」or「40kgを超え170kg以下」を入力）

4. その他

(1) 蓋材料については、（直接-5-5）による。

(2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際、本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**蓋材料**

積算単位：枚（枚数）
契約単位：枚（枚数）

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工及び水路復旧工等における蓋材料に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

（1）道路用側溝工等における蓋材料

2. 費用内訳

- ・道路用側溝工等における集水柵またはU形側溝等の蓋材料の購入に要する全ての費用（現着単価）を含む。
- ・蓋の設置 は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）蓋については、（直接-5-4）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 鉄筋コンクリート大型フリーム設置工	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
----------------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、開渠工における鉄筋コンクリート大型フリーム設置工に適用する。

2. 費用内訳

- ・鉄筋コンクリート大型フリーム設置における基礎材、均しコンクリート、型枠、養生、大型フリーム設置、目地材、敷モルタル、目地モルタル等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻**は含まない。
- ・**プレキャスト材料（大型フリーム）**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) プレキャスト材料（大型フリーム）については、（直接-5-7）による。
- (5) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： プレキャスト材料（大型フリーム）	積算単位：m（延長）or 個（個数） 契約単位：m（延長）or 個（個数）
---------------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、開渠工におけるプレキャスト材料（大型フリーム）に適用する。

2. 費用内訳

- ・鉄筋コンクリート大型フリーム設置におけるプレキャスト材料等の購入に要する全ての費用を含む。
- ・**鉄筋コンクリート大型フリーム設置工**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）鉄筋コンクリート大型フリーム設置工については、（直接-5-6）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**鉄筋コンクリートL形水路設置工**

積算単位：m（延長）

契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、開渠工における鉄筋コンクリートL形水路設置工に適用する。

2. 費用内訳

- ・鉄筋コンクリートL形水路設置における基礎材、均しコンクリート、型枠、養生、L形水路設置、目地材、敷モルタル、目地モルタル、底版コンクリート、底版コンクリート用鉄筋、養生等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻**は含まない。
- ・**プレキャスト材料（L形水路）**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- （2）床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- （3）埋戻については、（直接-1-3）による。
- （4）プレキャスト材料（L形水路）については、（直接-5-9）による。
- （5）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： プレキャスト材料（L形水路）	積算単位：m（延長）or 個（個数） 契約単位：m（延長）or 個（個数）
-------------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、開渠工におけるプレキャスト材料（L形水路）に適用する。

2. 費用内訳

- ・鉄筋コンクリートL形水路設置におけるプレキャスト材料等の購入に要する全ての費用を含む。
- ・**鉄筋コンクリートL形水路設置工**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）鉄筋コンクリートL形水路設置工については、（直接-5-8）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： プレキャストボックス設置工	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
------------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、暗渠工におけるプレキャストボックス設置工に適用する。

2. 費用内訳

・プレキャストボックス設置における基礎材、均しコンクリート、型枠、養生、敷モルタル、プレキャストボックスカルバート設置、縦締（PC 鋼材、定着金具）、目地材、グラウト、雑機械器具（レバーブロック、油圧ジャッキ（ポンプを含む）、グラウトポンプ、ミキサ）の損料等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻**は含まない。
- ・**プレキャスト材料（ボックス）**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- （2）床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- （3）埋戻については、（直接-1-3）による。
- （4）プレキャスト材料（ボックス）については、（直接-5-11）による。
- （5）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： プレキャスト材料（ボックス）	積算単位： m（延長）or 個（個数） 契約単位： m（延長）or 個（個数）
-------------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、暗渠工におけるプレキャスト材料（ボックス）に適用する。

2. 費用内訳

- ・プレキャストボックス設置におけるプレキャストボックス材料等の購入に要する全ての費用を含む。
- ・ **プレキャストボックス設置工**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）プレキャストボックス設置工については、（直接-5-10）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.6 河川・水路編

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**土水路**

積算単位：m（延長）
契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、水路復旧工における土水路に適用する。

2. 費用内訳

- ・土水路工における素掘水路の掘削、掘削土の積込・運搬（自工区内）、法面整形等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。
- ・建設発生土受入地での**整地** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- （2）残土運搬については、（直接-1-12）による。
- （3）整地については、（直接-1-11）による。
- （4）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 現場打ち開渠工	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、開渠工における現場打ち開渠工に適用する。

2. 費用内訳

- ・ 現場打ち開渠工の基礎材、均しコンクリート、型枠製作・組立・脱型、鉄筋加工・組立、コンクリートの他、足場設置・撤去、目地材、止水板、収縮目地、ダウエルバー、コンクリート打設用器材、型枠材料、型枠はく離剤、養生材等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・ **掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・ **埋戻** は含まない。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (4) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (5) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (6) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (7) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (8) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (9) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (10) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (11) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 現場打ち暗渠工	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、暗渠工における現場打ち暗渠工に適用する。

2. 費用内訳

- ・現場打ち暗渠工の基礎材、均しコンクリート、型枠製作・組立・脱型、鉄筋加工・組立、コンクリートの他、足場設置・撤去、支保、目地材、止水板、収縮目地、ダウエルバー、コンクリート打設用器材、型枠材料、型枠はく離剤、養生材等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・ **掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・ **埋戻** は含まない。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (4) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (5) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (6) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (7) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (8) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (9) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (10) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (11) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 分土工	積算単位：箇所（箇所数） 契約単位：箇所（箇所数）
--------------------	------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路工における分土工に適用する。

2. 費用内訳

- ・分土工の基礎材、均しコンクリート、型枠製作・組立・脱型、鉄筋加工・組立、コンクリートの他、足場設置・撤去、支保、目地材、止水板、収縮目地、ダウエルバー、コンクリート打設用器材、型枠材料、型枠はく離剤、養生材等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・ **掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・ **埋戻** は含まない。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (4) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (5) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (6) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (7) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (8) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (9) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (10) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (11) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 落差工	積算単位：箇所（箇所数） 契約単位：箇所（箇所数）
--------------------	------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路工における落差工に適用する。

2. 費用内訳

- ・落差工の基礎材、均しコンクリート、型枠製作・組立・脱型、鉄筋加工・組立、コンクリートの他、足場設置・撤去、目地材、止水板、収縮目地、ダウエルバー、コンクリート打設用器材、型枠材料、型枠はく離剤、養生材等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・ **掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・ **埋戻** は含まない。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (4) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (5) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (6) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (7) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (8) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (9) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (10) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (11) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ウィープホール	積算単位：箇所（箇所数） 契約単位：箇所（箇所数）
------------------------	------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工におけるウィープホールに適用する。

2. 費用内訳

- ・水抜き工におけるウィープホールの設置、充填用モルタル、フィルター取付、フィルター用中詰砂利等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**サイドドレーン、アンダードレーン、ドレーン流出弁**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）サイドドレーンについては、（直接-6-7）による。
- （2）アンダードレーンについては、（直接-6-8）による。
- （3）ドレーン流出弁については、（直接-6-9）による。
- （4）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： サイドドレーン	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工におけるサイドドレーンに適用する。

2. 費用内訳

- ・水抜き工におけるサイドドレーンの抜型枠設置・撤去、フィルター材、敷均し転圧、材料の小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **床掘（土砂）、床掘（岩石）、埋戻**は含まない。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬、残土処分**は含まない。
- ・ **ウィープホール、アンダードレーン、ドレーン流出弁**は含まない。
- ・ 受入地での**整地**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (4) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (5) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (6) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (7) ウィープホールについては、（直接-6-6）による。
- (8) アンダードレーンについては、（直接6-8）による。
- (9) ドレーン流出弁については、（直接-6-9）による。
- (10) 整地については、（直接-1-11）による。
- (11) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： アンダードレーン	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工におけるアンダードレーンに適用する。

2. 費用内訳

- ・水抜き工におけるアンダードレーンの溝掘削費、抜型枠設置・撤去、フィルター材、敷均し転圧、ビニールフィルム、塩ビ有孔管等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **土砂等運搬、残土運搬、残土処分**は含まない。
- ・ **ウィープホール、サイドドレーン、ドレーン流出弁**は含まない。
- ・ 受入地での**整地**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- （2）残土運搬については、（直接-1-12）による。
- （3）残土処分については、（直接-1-13）による。
- （4）ウィープホールについては、（直接-6-6）による。
- （5）サイドドレーンについては、（直接-6-7）による。
- （6）ドレーン流出弁については、（直接-6-9）による。
- （7）整地については、（直接-1-11）による。
- （8）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ドレーン流出弁	積算単位：箇所（箇所数） 契約単位：箇所（箇所数）
------------------------	------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工におけるドレーン流出弁に適用する。

2. 費用内訳

- ・水抜き工におけるドレーン流出弁設置作業で、弁類、接続管（枝管等）の設置、弁材料及び接合部品等の購入費（現着単価）の他、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**ウィープホール、サイドドレーン、アンダードレーン**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）ウィープホールについては、（直接-6-6）による。
- （2）サイドドレーンについては、（直接-6-7）による。
- （3）アンダードレーンについては、（直接-6-8）による。
- （4）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**スクリーン**

積算単位：箇所（箇所数）

契約単位：箇所（箇所数）

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工におけるスクリーンに適用する。

2. 費用内訳

- ・付帯施設工におけるスクリーン設置作業で、スクリーンの設置、スクリーン材料及び接合部品等の購入費（現着単価）の他、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.7 管水路編

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 管体基礎工（砂・碎石）	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：m ³ （土量）
----------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、管体基礎工における砂・碎石基礎に適用する。

2. 費用内訳

・砂・碎石基礎工における管体基礎の構築作業で、基礎材の投入・敷均し・締固めの他、管水路基礎周辺地山の整形等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**管体基礎材料**は含まない。

3. 積算条件

管体基礎工（砂・碎石）ユニットの積算条件は下表のとおりである。

3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件				
	管径	基礎区分	締固め区分	施工区分	地山地質区分
管体基礎工 （砂・碎石）	φ 200	砂・砂質土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
			区分Ⅱ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
		砂・礫質土・粘性土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
	区分Ⅱ		素掘	土砂 各種	
			土留	土砂 各種	
	φ 250	砂・砂質土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種

ユニット 区 分	積算条件				
	管径	基礎区分	締固め区分	施工区分	地山地質区分
管体基礎工 (砂・碎石)	φ 250	砂・砂質土	区分Ⅱ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
		砕石・礫質土・粘性土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
			区分Ⅱ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
	φ 300～φ 400	砂・砂質土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
			区分Ⅱ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
		砕石・礫質土・粘性土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
	区分Ⅱ	素掘	土砂 各種		
		土留	土砂 各種		
	φ 450～φ 500	砂・砂質土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
			区分Ⅱ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
		砕石・礫質土・粘性土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
	区分Ⅱ	素掘	土砂 各種		
		土留	土砂 各種		

ユニット 区 分	積算条件					
	管径	基礎区分	締固め区分	施工区分	地山地質区分	
管体基礎工 (砂・碎石)	φ 600～φ 900	砂・砂質土	区分Ⅰ	素掘	土砂	
				土留	各種	
			区分Ⅱ	素掘	土砂	
				土留	各種	
			区分Ⅰ	素掘	土砂	
				土留	各種	
		区分Ⅱ	素掘	土砂		
			土留	各種		
		φ 1000～φ 1500	砂・砂質土	区分Ⅰ	素掘	土砂
					土留	各種
				区分Ⅱ	素掘	土砂
					土留	各種
	区分Ⅰ			素掘	土砂	
				土留	各種	
	区分Ⅱ		素掘	土砂		
			土留	各種		
	各種		砂・砂質土	区分Ⅰ	素掘	土砂
					土留	各種
				区分Ⅱ	素掘	土砂
					土留	各種

ユニット 区 分	積算条件				
	管径	基礎区分	締固め区分	施工区分	地山地質区分
管体基礎工 (砂・碎石)	各種	碎石・礫質土・粘性土	区分Ⅰ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種
			区分Ⅱ	素掘	土砂 各種
				土留	土砂 各種

注) 積算条件:「管径」において「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準(土木工事)によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・管 径:各種(「呼び径(mm)」を入力)
- ・「締固め区分」とは以下のとおりとする。
 区分Ⅰ:締固め度 85%以上
 区分Ⅱ:締固め度 90%以上
- ・地山地質区分:各種(「岩石」を入力)

4. その他

- (1) 床掘(土砂)については、(直接-1-1)による。
- (2) 床掘(岩石)については、(直接-1-2)による。
- (3) 掘削(土砂)については、(直接-1-4)による。
- (4) 掘削(岩石)については、(直接-1-5)による。
- (5) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準(土木工事)による。
 その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 管体基礎材料	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：m ³ （土量）
-----------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、管体基礎工における基礎材料に適用する。

2. 費用内訳

- ・管体基礎における基礎材料で、砂・碎石等の購入に要する全ての費用（現着単価）を含む。
- ・**管体基礎工（砂・碎石）** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）管体基礎工（砂・碎石）については、（直接-7-1）による。
- （2）「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 管体基礎工（コンクリート）	積算単位： m ³ （コンクリート体積） 契約単位： m ³ （コンクリート体積）
------------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、管体基礎工におけるコンクリート基礎に適用する。

2. 費用内訳

- ・コンクリート基礎工における管体基礎の構築作業で、均しコンクリート、コンクリートの打設・締固め・養生、鉄筋・型枠の設置、足場工の設置の他、管水路基礎周辺地山の整形等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- （2）床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- （3）掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- （4）掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- （5）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**硬質塩化ビニル管布設工**

積算単位：m（延長）

契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、管体工における硬質塩化ビニル管布設工に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

（1）硬質塩化ビニル管で管径 600mm までの場合

2. 費用内訳

・硬質塩化ビニル管布設工における硬質塩化ビニル管の布設作業で管の布設の他、管材料、管の接合、継手材、接合用機器等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**埋戻** は含まない。
- ・**管体基礎工（砂・碎石）、管体基礎材料** は含まない。
- ・**管体基礎工（コンクリート）** は含まない。
- ・仮置場からの材料小運搬は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- （2）床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- （3）掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- （4）掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- （5）埋戻については、（直接-1-3）による。
- （6）管体基礎工（砂・碎石）については、（直接-7-1）による。
- （7）管体基礎材料については、（直接-7-2）による。
- （8）管体基礎工（コンクリート）については、（直接-7-3）による。
- （9）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**強化プラスチック複合管布設**

積算単位：m（延長）

契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、管体工における強化プラスチック複合管布設に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

（1）強化プラスチック複合管で管径 200mm～3,000mm の場合

2. 費用内訳

・強化プラスチック複合管布設工における強化プラスチック複合管の布設作業で、管の布設の他、管の切断、接合、接合用機器等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**埋戻** は含まない。
- ・**管体基礎工（砂・碎石）、管体基礎材料** は含まない。
- ・**管体基礎工（コンクリート）** は含まない。
- ・**管材料（強化プラスチック複合管）** は含まない。
- ・仮置場からの材料小運搬は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- （2）床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- （3）掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- （4）掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- （5）埋戻については、（直接-1-3）による。
- （6）管体基礎工（砂・碎石）については、（直接-7-1）による。
- （7）管体基礎材料については、（直接-7-2）による。
- （8）管体基礎工（コンクリート）については、（直接-7-3）による。
- （9）管材料（強化プラスチック複合管）については、（直接-7-6）による。
- （10）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**管材料(強化プラスチック複合管)**

積算単位：m (延長) or 本 (本数)

契約単位：m (延長) or 本 (本数)

1. 適用範囲

本資料は、管体工における管材料（強化プラスチック複合管）に適用する。

2. 費用内訳

・強化プラスチック複合管布設工等における管材料（直管・異形管・継輪）及び接合部品等の購入に要する全ての費用を含む。

・**強化プラスチック複合管布設** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）強化プラスチック複合管布設については、（直接－7－5）による。

（2）「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**ダクタイル鑄鉄管布設**

積算単位：m（延長）

契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、管体工におけるダクタイル鑄鉄管布設に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) ダクタイル鑄鉄管で管径 150mm～2,000mm の場合

2. 費用内訳

・ダクタイル鑄鉄管布設工におけるダクタイル鑄鉄管の布設作業で、管の布設の他、管の切断、接合、接合用機器等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**埋戻** は含まない。
- ・**管体基礎工（砂・碎石）、管体基礎材料** は含まない。
- ・**管体基礎工（コンクリート）** は含まない。
- ・**管材料（ダクタイル鑄鉄管）** は含まない。
- ・仮置場からの材料小運搬は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (4) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (5) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (6) 管体基礎工（砂・碎石）については、（直接-7-1）による。
- (7) 管体基礎材料については、（直接-7-2）による。
- (8) 管体基礎工（コンクリート）については、（直接-7-3）による。
- (9) 管材料（ダクタイル鑄鉄管）については、（直接-7-8）による。
- (10) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**管材料(ダクタイル鋳鉄管)**

積算単位：m（延長）or 本（本数）

契約単位：m（延長）or 本（本数）

1. 適用範囲

本資料は、管体工における管材料（ダクタイル鋳鉄管）に適用する。

2. 費用内訳

- ・ダクタイル鋳鉄管布設工等における管材料（直管・異形管・継輪）及び接合部品等の購入に要する全ての費用を含む。
- ・**ダクタイル鋳鉄管布設** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）ダクタイル鋳鉄管布設については、（直接-7-7）による。
- （2）「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 鋼管布設	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
---------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、管体工における鋼管布設に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 鋼管で管径 80mm～3,000mm の場合

2. 費用内訳

・鋼管布設工における鋼管の布設作業で、管の布設の他、管の切断・加工・溶接・塗装、溶接用機器等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**床掘（土砂）、床掘（岩石）** は含まない。
- ・**掘削（土砂）、掘削（岩石）** は含まない。
- ・**埋戻** は含まない。
- ・**管体基礎工（砂・碎石）、管体基礎材料** は含まない。
- ・**管体基礎工（コンクリート）** は含まない。
- ・**管材料（鋼管）** は含まない。
- ・仮置場からの材料小運搬は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 床掘（土砂）については、（直接-1-1）による。
- (2) 床掘（岩石）については、（直接-1-2）による。
- (3) 掘削（土砂）については、（直接-1-4）による。
- (4) 掘削（岩石）については、（直接-1-5）による。
- (5) 埋戻については、（直接-1-3）による。
- (6) 管体基礎工（砂・碎石）については、（直接-7-1）による。
- (7) 管体基礎材料については、（直接-7-2）による。
- (8) 管体基礎工（コンクリート）については、（直接-7-3）による。
- (9) 管材料（鋼管）については、（直接-7-10）による。
- (10) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 管材料(鋼管)	積算単位：m（延長）or 本（本数） 契約単位：m（延長）or 本（本数）
------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、管体工における管材料（鋼管）に適用する。

2. 費用内訳

- ・鋼管布設工等における管材料（直管・異形管・継輪）及び接合部品等の購入に要する全ての費用を含む。
- ・**鋼管布設** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）鋼管布設については、（直接-7-9）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 弁設置	積算単位：基（基数） 契約単位：基（基数）
--------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、管体工における弁設置に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 口径 1,500mm 以下の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

(1) 電動バルブ、流量調整及び圧力調整等の制御バルブを使用する場合

2. 費用内訳

・弁設置工における弁類の設置作業で、弁類、接続管（枝管等）の設置の他、その施工に要する全ての費用を含む。

・**弁材料**、接続管（枝管等）の材料 は含まない。

・**弁室工** は含まない。

3. 積算条件

弁設置ユニットの積算条件は下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	種別区分	材質区分	口径区分
弁設置	仕切弁	铸铁製	φ 75～φ 100
			φ 125～φ 200
			φ 250～φ 350
			φ 400～φ 450
			φ 500
			各種
		樹脂製	φ 75～φ 150
			φ 200～φ 250
			φ 300～φ 350
			φ 400～φ 450
			φ 500
			各種
		各種	各種

ユニット区分	積算条件		
	種別区分	材質区分	口径区分
弁設置	バタフライ弁	鋳鉄製	φ 250～φ 350
			φ 400～φ 500
			各種
		樹脂製	φ 300～φ 350
			φ 400～φ 500
			各種
	各種	—	φ 75
			φ 100
			各種
	各種	各種	各種

注) 積算条件：「各種」を選択した場合は、積算は土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・種別区分：各種（文字入力）
- ・材質区分：各種（文字入力）
- ・口径区分：各種（「呼び径（mm）」を入力）

4. その他

- (1) 弁材料については、（直接-7-12）による。
- (2) 弁室工については、（直接-3-1）による。
- (3) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 弁材料	積算単位：基（基数） 契約単位：基（基数）
--------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、管体工における弁設置の弁材料に適用する。

2. 費用内訳

- ・弁設置工における弁類設置作業で、弁材料及び接合部品等の購入に要する全ての費用（現着単価）を含む。
- ・**弁設置** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）弁設置については、（直接-7-11）による。
- （2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 埋設表示テープ	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、付帯工における埋設表示テープに適用する。

2. 費用内訳

- ・埋設物表示工における地下埋設物の存在を示す埋設表示テープの布設等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**遠心力鉄筋コンクリート管**

積算単位：m（延長）
契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、水路復旧工における遠心力鉄筋コンクリート管に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は以下に該当する場合

(1) 管径 150mm～3,000mm の場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

・プレキャスト水路工における遠心力鉄筋コンクリート管の基礎材、底版コンクリート、均しコンクリート、型枠、敷モルタル、遠心力鉄筋コンクリート管、作業土工（床掘、埋戻）の他、目地モルタル、遠心力鉄筋コンクリート管損失費、コンクリートカッターブレードの損耗費、レバーブロック損料、コンクリートカッター運転経費等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

・上記①の設置費のみを含む（遠心力鉄筋コンクリート管の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

・プレキャスト水路工における遠心力鉄筋コンクリート管の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（遠心力鉄筋コンクリート管の製品費は含まない）。

④撤去の場合

・プレキャスト水路工における遠心力鉄筋コンクリート管の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

・**土砂等運搬、残土運搬、コンクリート構造物取壊し、殻運搬、殻処分** は含まない。

・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

(1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。

(2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。

(3) コンクリート構造物取壊しについては、（直接-2-1）による。

(4) 殻運搬については、（直接-2-4）による。

(5) 殻処分については、（直接-2-5）による。

(6) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.8 道路編

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 路体盛土	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：m ³ （土量）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における路体盛土に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 自工区内で掘削または作業土工により発生した土砂等を使用した路体盛土
- (2) 他工区内で発生し運搬されてくる土砂等を使用した路体盛土
- (3) 土取場（仮置場）で採取され運搬されてくる土砂等を使用した路体盛土
- (4) 購入土を使用した路体盛土

2. 費用内訳

・路体盛土工における自工区内で掘削または作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・ **土材料**、土質安定処理費 は含まない。
- ・ **路床盛土** は含まない。
- ・ 土砂採取場における採取土等の **積込** は含まない。
- ・ **土砂等運搬** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 土材料については、（直接-1-7）による。
- (2) 路床盛土については、（直接-8-2）による。
- (3) 採取土等の積込については、（直接-1-9）による。
- (4) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (5) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 路床盛土	積算単位：m ³ （土量） 契約単位：m ³ （土量）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における路床盛土に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 自工区内で掘削または作業土工により発生した土砂等を使用した路床盛土
- (2) 他工区内で発生し運搬されてくる土砂等を使用した路床盛土
- (3) 土取場（仮置場）で採取され運搬されてくる土砂等を使用した路床盛土
- (4) 購入土を使用した路床盛土

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲

- (1) 凍上抑制層を有する場合

2. 費用内訳

・路床盛土工における自工区内で掘削または作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に要する全ての費用を含む。

- ・**土材料**、土質安定処理費 は含まない。
- ・**路体盛土** は含まない。
- ・土砂採取場における採取土等の**積込** は含まない。
- ・**土砂等運搬** は含まない。

3. 積算条件

路床盛土ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件
	幅員
路床盛土	2.5m未満
	2.5m以上 4.0m未満
	4.0m以上

4. その他

- (1) 土材料については、(直接-1-7) による。
- (2) 路体盛土については、(直接-8-1) による。
- (3) 採取土等の積込については、(直接-1-9) による。
- (4) 土砂等運搬については、(直接-1-8) による。
- (5) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 不陸整正	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における不陸整正に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 舗装準備工における路盤・路床面等の不陸整正

2. 費用内訳

- ・舗装準備工における路盤・路床面等の不陸整正（補足材料がある場合も含む）等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

不陸整正ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	補足材区分	締固め区分
不陸整正	補足材無し	有り
		無し
	各種	有り
		無し

注) 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・補足材区分：各種（補足材規格を入力）

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 下層路盤	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における下層路盤（凍上抑制層がある場合も含む）に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかに条件に該当する場合

- (1) 歩道部の下層路盤
- (2) 車道部の下層路盤及び舗装構成が車道部と同じ場合の路肩部の路盤

2. 費用内訳

- ・アスファルトまたはコンクリート舗装工における歩道部、車道部及び路肩部（凍上抑制層がある場合も含む）の下層路盤の路盤材敷均し・締固めの他、散水等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・舗装準備工における**不陸修正**は含まない。

3. 積算条件

下層路盤ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	歩車道区分	全層の仕上り厚さ	材料
下層路盤	歩道	75mm 以上 125mm 未満	クラッシュラン (C-40)
			再生クラッシュラン (RC-40)
			各種
		125mm 以上 175mm 未満	クラッシュラン (C-40)
			再生クラッシュラン (RC-40)
			各種
	175mm 以上 200mm 以下	クラッシュラン (C-40)	
		再生クラッシュラン (RC-40)	
		各種	
		75mm 以上 200mm 以下	発生材
			各種
			各種

ユニット区分	積算条件		
	歩車道区分	全層の仕上り厚さ	材料
下層路盤	車道	75mm 以上 125mm 未満	クラッシュラン (C-40)
			再生クラッシュラン (RC-40)
			各種
		125mm 以上 175mm 未満	クラッシュラン (C-40)
			再生クラッシュラン (RC-40)
			各種
	175mm 以上 200mm 以下	クラッシュラン (C-40)	
		再生クラッシュラン (RC-40)	
		各種	
	75mm 以上 200mm 以下	各種	発生材
			各種
			各種

注) 1 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・材料：各種（材料規格を入力）
- ・全層の仕上り厚さ：各種（全層の仕上り厚さ(mm)を入力）

2 積算条件：路肩部の場合、「歩車道区分」は「車道」を選択する。

4. その他

(1) 不陸整正については、(直接-8-3) による。

(2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 上層路盤	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
---------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における上層路盤に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかに条件に該当する場合

- (1) 歩道部の上層路盤
- (2) 車道部の上層路盤及び舗装構成が車道部と同じ場合の路肩部の路盤

2. 費用内訳

- ・アスファルトまたはコンクリート舗装工における歩道部、車道部及び路肩部の上層路盤の路盤材敷均し・締め、散水等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・舗装準備工における**不陸修正**は含まない。

3. 積算条件

上層路盤ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	歩車道区分	全層の仕上り厚さ	材料
上層路盤	歩道	75mm 以上 125mm 未満	粒度調整碎石 (M-30)
			クラッシュラン (C-30)
			再生クラッシュラン (RC-30)
			各種
		125mm 以上 175mm 未満	粒度調整碎石 (M-30)
			クラッシュラン (C-30)
			再生クラッシュラン (RC-30)
			各種
		175mm 以上 200mm 以下	粒度調整碎石 (M-30)
			クラッシュラン (C-30)
			再生クラッシュラン (RC-30)
			各種

ユニット区分	積算条件		
	歩車道区分	全層の仕上り厚さ	材料
上層路盤	車道	75mm 以上 125mm 未満	粒度調整碎石 (M-30)
			クラッシュラン (C-30)
			再生クラッシュラン (RC-30)
			各種
		125mm 以上 175mm 未満	粒度調整碎石 (M-30)
			クラッシュラン (C-30)
			再生クラッシュラン (RC-30)
			各種

注) 1 積算条件:「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準(土木工事)によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

・材料:各種(材料規格を入力)

2 積算条件:路肩部の場合、「歩車道区分」は「車道」を選択する。

4. その他

(1) 不陸整正については、(直接-8-3)による。

(2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準(土木工事)による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 基層	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における基層に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 歩道部の基層
- (2) 車道部の基層及び舗装構成が車道部と同じ場合の路肩部の基層
- (3) 基層の厚さが10cm以下の場合
- (4) アスファルト混合物が購入方式の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) アスファルト混合物が現地プラント方式の場合
- (2) 排水性舗装における基層の施工

2. 費用内訳

- ・アスファルト舗装工における歩道部、車道部及び路肩部の基層のアスファルト合材敷均し・締固め・アスファルト乳剤散布の他、砂の散布、舗装用器具、補助機械、型枠材料、加熱燃料、瀝青材飛散保護等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、その費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 表層	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における表層に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 歩道部の表層
- (2) 車道部の表層及び舗装構成が車道部と同じ場合の路肩部の表層
- (3) 表層の厚さが 10cm 以下の場合
- (4) アスファルト混合物が購入方式の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) アスファルト混合物が現地プラント方式の場合

2. 費用内訳

- ・アスファルト舗装工における歩道部、車道部及び路肩部の表層のアスファルト合材敷均し・締めめ・アスファルト乳剤散布の他、砂の散布、舗装用器具、補助機械、型枠材料、加熱燃料、瀝青材飛散保護等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

表層ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件			
	歩車道区分	仕上り厚さ	材料	幅員
表層	歩道	25mm 以上 35mm 未満	再生密粒度As	1.4m未満 1.4m以上
			各種	1.4m未満 1.4m以上
		35mm 以上 45mm 未満	再生密粒度As	1.4m未満 1.4m以上
			各種	1.4m未満 1.4m以上
		45mm 以上 55mm 未満	再生密粒度As	1.4m未満 1.4m以上
			各種	1.4m未満 1.4m以上

ユニット区分	積算条件					
	歩車道区分	仕上り厚さ	材料	幅員		
表層	歩道	55mm 以上 65mm 未満	再生密粒度 A _s	1.4m未満 1.4m以上		
			各種	1.4m未満 1.4m以上		
		各種	各種	1.4m未満 1.4m以上		
				1.4m未満 1.4m以上		
		表層	車道	25mm 以上 35mm 未満	密粒度 A _s	1.4m未満 1.4m以上
					再生密粒度 A _s	1.4m未満 1.4m以上
各種	1.4m未満 1.4m以上					
	1.4m未満 1.4m以上					
35mm 以上 45mm 未満	密粒度 A _s				1.4m未満 1.4m以上	
	再生密粒度 A _s				1.4m未満 1.4m以上	
	各種			1.4m未満 1.4m以上		
				1.4m未満 1.4m以上		
	45mm 以上 55mm 未満			密粒度 A _s	1.4m未満 1.4m以上	
				再生密粒度 A _s	1.4m未満 1.4m以上	
各種				1.4m未満 1.4m以上		
				1.4m未満 1.4m以上		
55mm 以上 65mm 未満				密粒度 A _s	1.4m未満 1.4m以上	
				再生密粒度 A _s	1.4m未満 1.4m以上	
	各種			1.4m未満 1.4m以上		
				1.4m未満 1.4m以上		
	各種			各種	1.4m未満 1.4m以上	
					1.4m未満 1.4m以上	

注) 1 積算条件：各種を選択の場合、積算は土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・仕上り厚さ：各種（実数入力・単位：mm）
- ・材料：各種（材料規格を入力）

2 積算条件：路肩部の場合、「歩車道区分」は「車道」を選択する。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： コンクリート舗装	積算単位：m ² （面積） 契約単位：m ² （面積）
-------------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工におけるコンクリート舗装に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 人力施工によるコンクリート舗装

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

(1) 機械施工によるコンクリート舗装の場合

(2) 転圧コンクリート舗装の場合

2. 費用内訳

- ・コンクリート舗装工におけるコンクリート版の舗設作業で、コンクリート版の舗設、鉄網・スリップバー設置、型枠設置・撤去、養生、表面仕上げ、縦目地、横目地設置の他、舗設に使用する機械等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**敷砂利**

積算単位：m²（面積）
契約単位：m²（面積）

1. 適用範囲

本資料は、付帯施設等における敷砂利に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は以下の場合

（1）敷砂利仕上り厚さが5cm～20cm以下の場合

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下いずれかの条件に該当する場合

（1）切土基盤の不陸整正を行う場合

2. 費用内訳

・付帯施設設置工等における砕石等の敷均し作業等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**不陸整正** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）不陸整正については、（直接-8-3）による。

（2）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： L 形側溝	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
----------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工におけるL形側溝に適用する。

1-1. 本ユニットが適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) L形側溝の設置（材料込みの新設設置）
- (2) 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）
- (3) 撤去・設置の場合（同一物を撤去して設置：移設）
- (4) 撤去の場合

1-2. 本ユニットが適用できない範囲

- (1) 現場打ちの場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

・道路用側溝工におけるL形側溝の基礎材、基礎コンクリート、型枠、敷モルタル、目地材、L形側溝の設置、コンクリートカッタ運転、コンクリートカッタブレード損耗費、側溝損失費、作業土工（床掘・埋戻）の他、目地モルタル等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

・上記①の設置費のみを含む（L形側溝の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

・道路用側溝工におけるL形側溝の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（L形側溝の製品費は含まない）。

④撤去の場合

・道路用側溝工におけるL形側溝の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。

・**土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (4) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (5) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (6) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 自由勾配側溝（本体）	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
---------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における自由勾配側溝（本体）に適用する。

1-1. 本ユニットが適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 自由勾配側溝（本体）の設置（材料込みの新設設置）
- (2) 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）
- (3) 撤去・設置の場合（同一物を撤去して設置：移設）
- (4) 撤去のみの場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

・道路用側溝工における自由勾配側溝の基礎材、型枠、鉄筋、基礎コンクリート、底部コンクリート、敷モルタル、目地材、自由勾配側溝の設置、コンクリートカット運転、コンクリートカットブレード損耗費、側溝損失費、作業土工の他、目地モルタル等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

・上記①の設置費のみを含む（自由勾配側溝の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

・道路用側溝工における自由勾配側溝の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（自由勾配側溝の製品費は含まない）。

④撤去の場合

・道路用側溝工における自由勾配側溝の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。

・**土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分**は含まない。

・**蓋、蓋材料**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (4) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (5) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (6) 蓋については、（直接-5-4）による。
- (7) 蓋材料については、（直接-5-5）による。
- (8) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ガードレール	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-----------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工におけるガードレールに適用する。

1-1. 本ユニットが適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) ガードレールの設置（材料込みの新設設置）
- (2) 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）
- (3) 撤去・設置の場合（同一物を撤去して設置：移設）
- (4) 撤去の場合

1-2. 本ユニットが適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 景観配慮型（良好な景観形成に配慮したもの）ガードレールを使用する場合
- (2) 白色以外の塗装色の場合
- (3) 塩害対策仕様を使用する場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

- ・安全施設工におけるガードレールの設置の他、土中建込の場合は作業土工（床掘、埋戻）、穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト、砂）、現場内小運搬等、コンクリート建込・橋梁建込の場合は、穴あけ後の充填材（ブロンアスファルトまたはモルタル、砂）、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。（ガードレールの材料費は、塗装品またはメッキ品の使用にかかわらない。）

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

- ・上記①の設置費のみを含む（ガードレール本体の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

- ・安全施設工におけるガードレールの撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（ガードレール本体の製品費は含まない）。

④撤去の場合

- ・安全施設工におけるガードレールの撤去に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

- ・支柱建込箇所がコンクリート、岩盤、舗装版などの場合の穴あけ及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。
- ・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。
- ・**土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分**は含まない。

3. 積算条件

ガードレールユニットの積算条件は下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	設置方式	施工区分	ガードレール規格
ガードレール	設置	コンクリート建込	C-2B
		各種	各種
	撤去	コンクリート建込	B・C-2B
		各種	各種
		各種	各種
	各種	各種	各種

注) 積算条件：各種を選択した場合は、積算は土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・設置方式：各種（「再利用設置」or「撤去・設置」を入力）
- ・施工区分：各種（「コンクリート建込」or「土中建込」or「橋梁建込」を入力）
- ・ガードレール規格：各種（文字入力）

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、(直接-1-8) による。
- (2) 残土運搬については、(直接-1-12) による。
- (3) 残土処分については、(直接-1-13) による。
- (4) 殻運搬については、(直接-2-4) による。
- (5) 殻処分については、(直接-2-5) による。
- (6) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ガードケーブル	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工におけるガードケーブルに適用する。

1-1. 本ユニットが適用できる範囲は以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) ガードケーブルの設置（材料込みの新設設置）
- (2) 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）
- (3) 撤去・設置の場合（同一物を撤去して設置：移設）
- (4) 撤去の場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

- ・安全施設工におけるガードケーブルの支柱・ケーブルの設置の他、端末支柱または中間支柱の建込み及びそれに伴う作業土工（床掘・埋戻）、コンクリート建込の場合の充填材（アスファルトまたはモルタル、砂）、ケーブル引伸し・取付け・ブラケット取付け等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

- ・上記①の設置費のみを含む（ガードケーブル本体の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

- ・安全施設工におけるガードケーブルの撤去に要する全ての費用及び上記①を含む。（ガードケーブル本体の製品費は含まない）

④撤去の場合

- ・安全施設工におけるガードケーブルの撤去に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

- ・支柱建込箇所がコンクリート、岩盤、舗装版などの場合の穴あけ及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。
- ・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。
- ・**土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (2) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (3) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (4) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (5) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (6) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ガードパイプ	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-----------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工におけるガードパイプに適用する。

1-1. 本ユニットが適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) ガードパイプの設置（材料込みの新設設置）
- (2) 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）
- (3) 撤去・設置の場合（同一物を撤去して設置：移設）
- (4) 撤去のみの場合

1-2. 本ユニットが適用できない範囲

- (1) 白色以外の塗装色の場合

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

- ・ガードパイプの設置の他、土中建込の場合は作業土工（床掘、埋戻）、穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト、砂）、現場内小運搬等、コンクリート建込の場合は、穴あけ後の充填材（ブロンアスファルトまたはモルタル、砂）、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。（ガードパイプの材料費は、塗装品またはメッキ品の使用にかかわらない。）

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

- ・上記①の設置費のみを含む（ガードパイプ本体の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

- ・安全施設工におけるガードパイプの撤去に要する全ての費用及び上記①を含む。（ガードパイプ本体の製品費は含まない）

④撤去の場合

- ・安全施設工におけるガードパイプの撤去に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。

- ・支柱建込箇所がコンクリート、岩盤、舗装版などの場合の穴あけ及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。
- ・流用品（現場発生品）・支給品の運搬費用は含まない。
- ・**土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分**は含まない。

3. 積算条件

ガードパイプユニットの積算条件は下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	設置方式	施工区分	ガードパイプ規格
ガードパイプ	設置	コンクリート建込	G p - C p - 2 B
		各種	各種
	撤去	コンクリート建込	G p - B p - 2 B
		各種	各種
	各種	各種	各種
	各種	各種	各種
各種	各種	各種	

注) 積算条件：各種を選択した場合は、積算は土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・設置方式：各種（「再利用設置」or「撤去・設置」を入力）
- ・施工区分：各種（「コンクリート建込」or「土中建込」を入力）
- ・ガードパイプ規格：各種（文字入力）

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、(直接-1-8) による。
- (2) 残土運搬については、(直接-1-12) による。
- (3) 残土処分については、(直接-1-13) による。
- (4) 殻運搬については、(直接-2-4) による。
- (5) 殻処分については、(直接-2-5) による。
- (6) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 溶融式区画線	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-----------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における溶融式区画線に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下の全ての条件に該当する場合

- (1) 溶融式（手動）の場合
- (2) 道路に設置する区画線、道路標示

1-2. 本ユニット区分が適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 高視認性区画線の場合
- (2) 自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号及び文字の場合
- (3) 矢印・記号及び文字のシール等の貼付式の場合
- (4) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 費用内訳

・区画線工における溶融式区画線の設置作業で、区画線設置の他、プライマー、プロパンガス、雑器具等、その施工に要する全ての費用を含む。(溶融式区画線の設置費は、実線、ゼブラ、破線の仕様にかかわらない。)

・**ペイント式区画線** は含まない。

3. 積算条件

溶融式区画線ユニットの積算条件は下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	規格・仕様	施工規模
溶融式区画線	15cm	100m未満
		100m以上 500m未満
		500m以上
	20cm	100m未満
		100m以上 500m未満
		500m以上
	30cm	100m未満
		100m以上 500m未満
		500m以上
	矢印・記号・文字	100m未満
		100m以上 500m未満
		500m以上
各種	100m未満	
	100m以上 500m未満	
	500m以上	

- 注) 1 積算条件:「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準(土木工事)によるが、積算条件として以下の項目を記載する。
- ・規格・仕様:各種(区画線幅(cm)を入力)
- 2 破線の場合は塗布延長とする。
- 3 矢印・文字・記号においては15cm換算する。
- 4 施工規模は、溶融式区画線の1工事当たりの施工延長とする。

4. その他

- (1) ペイント式区画線については、(直接-8-16)による。
- (2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準(土木工事)による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： ペイント式区画線	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工におけるペイント式区画線に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下の全ての条件に該当する場合

- (1) ペイント式区画線（車載式）の場合
- (2) 道路に設置する区画線、道路標示

1-2. 本ユニット区分が適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 高視認性区画線の場合
- (2) 自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号及び文字の場合
- (3) 矢印・記号及び文字のシール等の貼付式の場合
- (4) その他、規格・仕様等が適合しない場合

2. 費用内訳

・区画線工におけるペイント式区画線の設置作業で、区画線設置の他、プライマー、プロパンガス、雑器具等、その施工に要する全ての費用を含む。（水性型の場合、施工で発生した塗料廃液の処理に要する費用を含む。）

・**溶融式区画線** は含まない。

3. 積算条件

ペイント式区画線ユニットの積算条件は下表のとおりである。

表3. 1 積算条件

ユニット 区 分	積算条件		
	規格・仕様	施工規模	供用区分
ペイント式区画線	加熱式 15cm	500m未満	供用
			未供用
		500m以上 2000m未満	供用
			未供用
		2000m以上	供用
			未供用
	常温式 15cm	500m未満	供用
			未供用
		500m以上 2000m未満	供用
			未供用
		2000m以上	供用
			未供用
各種	各種	各種	

注) 1 積算条件：「各種」を選択した場合は、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・規格・仕様：各種（文字入力）

- ・施工規模：各種（「500m未満」or「500m以上 2,000m未満」or「2,000m以上」を入力）
 - ・供用区分：各種（「未供用」or「供用」を入力）
- 2 施工規模は、ペイント式区画線の1工事当たりの施工延長とする。
 - 3 水性型ペイントを使用する場合は「積算条件：規格・仕様」の「各種」を選定する。

4. その他

- (1) 溶融式区画線については、(直接-8-15)による。
- (2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： アスファルトカーブ	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
--------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工におけるアスファルトカーブに適用する。

2. 費用内訳

- ・縁石工における道路縁石として用いるアスファルトカーブの設置の作業で、アスファルトカーブ設置の他、アスファルト乳剤散布等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

アスファルトカーブユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件	
	材料区分	断面積（アスファルトカーブ規格）
アスファルトカーブ	細粒度 AS(13)	0.016m ² (A型)
		0.016m ² (B型)
		0.018m ² (C型)
		0.019m ³ (D型)
		0.020m ² (E型)
		0.021m ² (F型)
		0.023m ² (G型)
	再生細粒度 AS(13)	0.016m ² (A型)
		0.016m ² (B型)
		0.018m ² (C型)
		0.019m ³ (D型)
		0.020m ² (E型)
		0.021m ² (F型)
		0.023m ² (G型)

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 歩車道境界ブロック	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
--------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における歩車道境界ブロックに適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 道路の車道と歩道を分離するために用いる歩車道境界ブロックの設置作業（材料込みの新設）
- (2) 道路の車道と歩道を分離するために用いる歩車道境界ブロックの設置作業（再利用材料）
- (3) 道路の車道と歩道を分離するために用いる歩車道境界ブロックの撤去、設置作業（移設）
- (4) 道路の車道と歩道を分離するために用いる歩車道境界ブロックの撤去作業

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

- ・縁石工における歩車道境界ブロック（道路の車道と歩道を分離等のために用いる）の基礎材、均しコンクリート、歩車道境界ブロックの設置、作業土工の他、敷モルタル、目地モルタル、器具等、その施工に要する全ての費用を含む。

②設置の場合（再利用設置）

- ・縁石工における歩車道境界ブロック（道路の車道と歩道を分離等のために用いる）の基礎材、均しコンクリート、歩車道境界ブロックの設置、作業土工の他、敷モルタル、目地モルタル、器具等、その施工に要する全ての費用を含む。（歩車道境界ブロック本体の製品費は含まない）

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

- ・縁石工における歩車道境界ブロック（道路の車道と歩道を分離等のために用いる）の撤去到要する全ての費用及び上記①を含む。（歩車道境界ブロック本体の製品費は含まない）

④撤去の場合

- ・縁石工における歩車道境界ブロック（道路の車道と歩道を分離等のために用いる）の撤去到要する全ての費用を含む。（撤去後の処理費は含まない）

- ・**残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分** は含まない。
- ・**地先境界ブロック** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (2) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (3) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (4) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (5) 地先境界ブロックについては、（直接-8-19）による。
- (6) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 地先境界ブロック	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、道路復旧工における地先境界ブロックに適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 地先境界に道路の舗装止めとして用いる地先境界ブロックの設置作業（材料込みの新設）
- (2) 地先境界に道路の舗装止めとして用いる地先境界ブロックの設置作業（再利用材料）
- (3) 地先境界に道路の舗装止めとして用いる地先境界ブロックの撤去、設置作業（移設）
- (4) 地先境界に道路の舗装止めとして用いる地先境界ブロックの撤去作業

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

- ・縁石工における地先境界ブロック（地先境界に道路の舗装止めとして用いる）の基礎材、均しコンクリート、地先境界ブロックの設置、作業土工の他、敷モルタル、目地モルタル、器具等、その施工に要する全ての費用を含む。

②設置の場合（再利用設置）

- ・縁石工における地先境界ブロック（地先境界に道路の舗装止めとして用いる）の基礎材、均しコンクリート、地先境界ブロックの設置、作業土工の他、敷モルタル、目地モルタル、器具等、その施工に要する全ての費用を含む。（地先境界ブロック本体の製品費は含まない）

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

- ・縁石工における地先境界ブロック（地先境界に道路の舗装止めとして用いる）の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む。（地先境界ブロック本体の製品費は含まない）

④撤去の場合

- ・縁石工における地先境界ブロック（地先境界に道路の舗装止めとして用いる）の撤去に要する全ての費用を含む。（撤去後の処理費は含まない）

- ・**残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分** は含まない。
- ・**歩車道境界ブロック** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 残土運搬については、（直接-1-12）による。
- (2) 残土処分については、（直接-1-13）による。
- (3) 殻運搬については、（直接-2-4）による。
- (4) 殻処分については、（直接-2-5）による。
- (5) 歩車道境界ブロックについては、（直接-8-18）による。
- (6) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**落石防止網（金網＋ロープ）**

積算単位：m²（面積）

契約単位：m²（面積）

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工における落石防止網（金網＋ロープ）に適用する。

2. 費用内訳

- ・落石を防止するためのロックネットの金網・ロープ設置、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の設置、材料の現場内小運搬・持上げ等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・支柱、**落石防止網（アンカー）**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）支柱については、（直接－8－22）による。
- （2）落石防止網（アンカー）については、（直接－8－21）による。
- （3）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 落石防止網（アンカー）	積算単位：箇所（箇所数） 契約単位：箇所（箇所数）
----------------------------	------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工における落石防止網（アンカー）に適用する。

2. 費用内訳

- ・落石を防止するためのロックネットのアンカー設置、削孔、充填材注入、材料の現場内小運搬・持上げ、残土の積込み・運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **残土処分**は含まない。
- ・ **支柱、落石防止網（金網+ロープ）**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）残土処分については、（直接-1-13）による。
- （2）支柱については、（直接-8-22）による。
- （3）落石防止網（金網+ロープ）については、（直接-8-20）による。
- （4）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 支柱	積算単位：箇所（箇所数） 契約単位：箇所（箇所数）
-------------------	------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工における支柱に適用する。

2. 費用内訳

- ・ 落石を防止するためのロックネットの支柱設置、支柱設置用アンカーの設置、材料の現場内小運搬・持上げ、残土の積込み・運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ **残土処分**は含まない。
- ・ **落石防止網（アンカー）、落石防止網（金網＋ロープ）**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）残土処分については、（直接－1－13）による。
- （2）落石防止網（アンカー）については、（直接－8－21）による。
- （3）落石防止網（金網＋ロープ）（直接－8－20）による。
- （4）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：水路工事

工 種：『工事工種体系』参照

種 別：『工事工種体系』参照

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 横断・転落防止柵	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
-------------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、水路付帯工における横断・転落防止柵に適用する。

2. 費用内訳

①設置の場合（材料込みの新設設置）

- ・歩行者用の転落防止柵・横断防止柵の設置の他、プレキャスト基礎ブロックの設置、根巻きコンクリート、アンカーボルト（穿孔費を含む）、土中建込の場合は作業土工（床掘・埋戻）、穴あけ後の充填材（アスファルトまたはモルタル、砂）、現場内小運搬等、コンクリート建込の場合は穴あけ後の充填材（アスファルトまたはモルタル、砂）、現場内小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。

②再利用設置の場合（設置手間のみの流用品・支給品等使用）

- ・上記①の設置費のみを含む（転落防止柵・横断防止柵本体の製品費は含まない）。

③撤去・設置の場合（同一物を撤去して、設置：移設）

- ・歩行者用の転落防止柵・横断防止柵の撤去に要する全ての費用及び上記①を含む（転落防止柵・横断防止柵本体の製品費は含まない）。

④撤去の場合

- ・歩行者用の転落防止柵・横断防止柵の撤去等、その施工に要する全ての費用を含む（撤去後の処理費は含まない）。
- ・支柱建込箇所がコンクリート、岩盤、舗装版などの場合の穴あけ及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。
- ・現場発生品・支給品運搬は含まない。
- ・**土砂等運搬、残土運搬、残土処分、殻運搬、殻処分**は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- （2）残土運搬については、（直接-1-12）による。
- （3）残土処分については、（直接-1-13）による。
- （4）殻運搬については、（直接-2-4）による。
- （5）殻処分については、（直接-2-5）による。
- （6）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.9 ほ場整備編

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 暗渠排水	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
---------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、耕地復旧工における暗渠排水に適用する。

2. 費用内訳

- ・水田復旧工における工事用地として借上げた耕地における暗渠排水管・被覆材の設置、作業土工（床掘・埋戻）の他、継手材、小運搬等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**土砂等運搬、残土運搬** は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- （2）残土運搬については、（直接-1-12）による。
- （3）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.10 農用地造成編

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 心土破碎	積算単位：ha（面積） 契約単位：ha（面積）
---------------------	----------------------------

1. 適用範囲

本資料は、耕地復旧工における心土破碎に適用する。

2. 費用内訳

- ・畑地復旧工における工事用地として借上げた耕地における通気通水性を改善するための心土破碎及び耕起の他、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.11 復旧編

工事区分：管水路工事、水路工事
 工 種：『工事工種体系』参照
 種 別：『工事工種体系』参照
 ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 表土掘削・埋戻	積算単位：ha（面積） 契約単位：ha（面積）
------------------------	----------------------------

1. 適用範囲

本資料は、耕地復旧工における表土掘削・埋戻に適用する。

2. 費用内訳

・水田復旧工、畑地復旧工における工事用地として借上げた耕地における表土の掘削・積込・運搬・埋戻（自工区内）、基盤整地、耕起等、その施工に要する全ての費用を含む。

・**土砂等運搬** は含まない。

3. 積算条件

表土掘削・埋戻ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件		
	掘削幅	表土厚	施工区分
表土掘削・埋戻	15.0m	20cm	表土掘削
			表土埋戻
			表土掘削+表土埋戻
	各種	各種	表土掘削
			表土埋戻
			表土掘削+表土埋戻
各種	各種	各種	

注) 積算条件：「各種」選択した場合、土地改良工事積算基準（土木工事）によるが、積算条件として以下の項目を記載する。

- ・掘削幅：各種（掘削幅（m）で入力）
- ・表土厚：各種（「20cm」or「30cm」を入力）
- ・施工区分：各種（「表土掘削」or「表土埋戻」or「表土掘削+表土埋戻」を入力）

4. その他

- (1) 土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- (2) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 畦畔復旧	積算単位：m（延長） 契約単位：m（延長）
---------------------	--------------------------

1. 適用範囲

本資料は、耕地復旧工における畦畔復旧に適用する。

2. 費用内訳

- ・水田復旧工における工事用地として借上げた耕地における畦畔の築立、法面の整形他、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

畦畔復旧ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3. 1 積算条件

ユニット区分	積算条件
畦畔復旧	畦畔復旧

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」及び「3. 積算条件」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。
その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 1 直接工事費（ユニット）

3.1.12 仮設編

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**仮設鋼矢板**

積算単位：枚（打設枚数）
契約単位：式

1. 適用範囲

本資料は、仮設工における仮設鋼矢板に適用する。

2. 費用内訳

- ・仮設土留・仮締切工における鋼矢板（普通、広幅、ハット形）の設置（打設）及び撤去（引抜き）の他、鋼矢板の材料（賃貸の場合は使用期間中の賃料、修理費及び損耗費を含む。流用品（現場発生品）・支給品の場合は含まない。）、導材（ガイド）の設置・撤去費及び賃料、油圧式杭圧入引抜機を使用する場合の機械の据付・解体、施工機械足場用の敷鉄板、電気溶接機、ウォータージェット併用時施工用機器、アースオーガ併用時施工用機器、継ぎ施工費、電力等その施工に要するすべての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 切梁・腹起し	積算単位：t（重量） 契約単位：式
-----------------------	----------------------

1. 適用範囲

本資料は、仮設工における切梁・腹起しに適用する。

2. 費用内訳

- ・仮設土留・仮締切工における切梁・腹起しの設置及び撤去の他、切梁・腹起し・火打ち梁・補助ピース・カバープレート・交差部ピース・火打ち受ピース・キリンジャッキ・火打ちブロックの使用期間中の賃料、修理費及び損耗費（流用品（現場発生品）・支給品の場合は含まない。）、ブラケット・ボルトナット類、施工機械、溶接に係る費用等その施工に要するすべての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**たて込み簡易土留**

積算単位：m（延長）
契約単位：m（延長）

1. 適用範囲

本資料は、仮設工におけるたて込み簡易土留に適用する。

2. 費用内訳

- ・仮設土留・仮締切工におけるたて込み簡易土留の掘削、たて込み、引抜き、撤去に要する費用、並びにたて込み簡易土留機材の使用期間中の賃料に要する費用及び捨て梁費用等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・**埋戻**は含まない。
- ・**土砂等運搬、残土運搬**は含まない。
- ・建設発生土受入地等での**整地**は含まない。
- ・管水路基礎周辺地山の整形（基面整形）は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- （1）埋戻については、（直接-1-3）による。
- （2）土砂等運搬については、（直接-1-8）による。
- （3）残土運搬については、（直接-1-12）による。
- （4）建設発生土受入地等での整地については、（直接-1-11）による。
- （5）「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 水替	積算単位：各単位 契約単位：式
-------------------	--------------------

1. 適用範囲

本資料は、仮設工における水替に適用する。

2. 費用内訳

- ・排水処理工における水替えのために用いる排水ポンプの設置・運転管理・撤去の他、配管布設・撤去、釜場設置・撤去、ポンプ及び配管材料の賃料又は損料、電力に要する経費等、その施工に要するすべての費用を含む。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

工事区分：管水路工事、水路工事
工 種：『工事工種体系』参照
種 別：『工事工種体系』参照
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 任意仮設工	積算単位：各単位 契約単位：式
----------------------	--------------------

1. 適用範囲

本資料は、仮設工における任意仮設工に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事を直接施工するために必要な仮設道路、仮橋、仮締切、仮廻し水路、水替、仮設土留、支保、足場、仮設電気設備及びその他仮施設等の設置、撤去及び補修に要する費用並びに当該施設の使用期間中の損料又は賃料に要する費用等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・指定仮設工として指定されている場合、その費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

- (1) 「1. 適用範囲」から外れる場合には、土地改良工事積算基準（土木工事）による。その際本ユニットの費用内訳を特別仕様書に明記する。

3. 2 間接工事費（ユニット）

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：運搬費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 建設機械運搬費	積算単位：台（台数） 契約単位：式 or 台（台数）
------------------------	-------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、運搬費における建設機械運搬費に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 貨物自動車による質量20 t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出

1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

(1) 建設機械の現場内小運搬

(2) 建設機械の自走による運搬

(3) 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用

2. 費用内訳

・質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①貨物自動車による運搬費

②運搬される建設機械の運搬中の賃料

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

(1) 質量20 t未満の建設機械の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用、質量20 t以上の建設機械の自走による運搬、日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用、現場内小運搬は、直接工事費（ユニット）の共通仮設費（一部）を含む。

(2) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出、現場内小運搬、自走による運搬は、共通仮設費(率計上)を含む。

建設機械	搬入、搬出	自走による運搬	日々回送	現場内小運搬
質量 20 t 未満	共通仮設費 (率計上)	共通仮設費 (率計上)	直接工事費 (ユニット)	共通仮設費 (率計上)
質量 20 t 以上	○	直接工事費 (ユニット)	直接工事費 (ユニット)	直接工事費 (ユニット)

(注) 1 「○」は本ユニットの対象項目を示す。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：運搬費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**重建設機械分解組立費**

積算単位：回（回数）

契約単位：式 or 回（回数）

1. 適用範囲

本資料は、運搬費における重建設機械分解組立費に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

（1）本ユニットが適用できる重建設機械は次表とする。

表1.1 適用建設機械（1）

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21t級以上～63t級以下 湿地 20t級以上～28t級以下
バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ 山積1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 （平積0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
ク ロー ラ ク レ ーン 系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力16t以上～300t以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・50t～55t吊〕
ト ラ ッ ク ク レ ーン	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力80t以上～500t以下

表1.1 適用建設機械（2）

機械区分	適用建設機械
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t以上～150t以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径2,000mm以下 オールケーシング掘削機〔据置式〕 掘削径2,000mm以下
地盤改良機械	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t以上～170t以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t以上～ 60t以下

2. 費用内訳

- ・工事現場に搬入・搬出する標準的な重建設機械の分解・組立費で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①重建設機械の分解・組立費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：運搬費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**重建設機械分解組立輸送費**

積算単位：回（回数）

契約単位：式 or 回（回数）

1. 適用範囲

本資料は、運搬費における重建設機械分解組立輸送費に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 本ユニットが適用できる重建設機械は次表とする。

表1.1 適用建設機械（1）

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t級以上～63t級以下 湿地 20t級以上～28t級以下
バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ 山積1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
ク ロー ラ ク レ ーン 系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力16t以上～300t以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・50t～55t吊〕
ト ラ ッ ク ク レ ーン	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力80t以上～500t以下

表1.1 適用建設機械（2）

機械区分	適用建設機械
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t以上～150t以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径2,000mm以下 オールケーシング掘削機〔据置式〕 掘削径2,000mm以下
地盤改良機械	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t以上～170t以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t以上～ 60t以下

2. 費用内訳

- ・工事現場に搬入・搬出する標準的な重建設機械の分解・組立費及び輸送費で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
 - ①重建設機械の分解・組立費
 - ②分解部品の輸送費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：運搬費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 仮設材運搬費	積算単位：t（質量） 契約単位：式 or t（質量）
-----------------------	-------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、運搬費における仮設材運搬費に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

（1）仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留等）の搬入、又は搬出

2. 費用内訳

・鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留等の運搬作業で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留等）の運搬費

・積み込み、取卸しに要する費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の積み込み、取卸しに要する費用は直接工事費（ユニット）の共通仮設費（一部）を含む。

（2）敷鉄板類の運搬費は直接工事費（ユニット）の共通仮設費（一部）を含む。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：準備費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 木根等処分費	積算単位：式 or 各単位 契約単位：式 or 各単位
-----------------------	--------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、準備費における木根等処分費に適用する。

2. 費用内訳

・工事の準備作業における伐開、除根等に伴い発生する木根等の建設廃棄物を工事現場外に搬出する運搬費及び処分に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①立木伐採等に要する費用

②立木伐採、伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分費用

③上記以外の準備に要する費用

・産業廃棄物税は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

（1）立木伐採等に要する費用は、有価木を起業者伐採とする場合である。

（2）無価木は直接工事費（ユニット）の共通仮設費（一部）を含む。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：事業損失防止施設費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 騒音調査費	積算単位：式 or 回（回数） 契約単位：式 or 回（回数）
----------------------	------------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費における騒音調査費に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事施工に伴って発生する騒音に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①騒音調査費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：事業損失防止施設費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 振動調査費	積算単位：式 or 回（回数） 契約単位：式 or 回（回数）
----------------------	------------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費における振動調査費に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事施工に伴って発生する振動に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①振動調査費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：事業損失防止施設費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 沈下観測費	積算単位：式 or 回（回数） 契約単位：式 or 回（回数）
----------------------	------------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費における沈下観測費に適用する。

2. 費用内訳

・工事施工に伴って発生する地盤沈下に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる沈下観測費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ①沈下観測施設費
- ②沈下観測費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：事業損失防止施設費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 傾斜観測費	積算単位：式 or 回（回数） 契約単位：式 or 回（回数）
----------------------	------------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費における傾斜観測費に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事施工に伴って発生する事業損失を未然に防止するために行う傾斜観測施設の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
 - ①傾斜観測施設設置・撤去費
 - ②傾斜観測費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：事業損失防止施設費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**水質調査費**

積算単位：式 or 回（回数）
契約単位：式 or 回（回数）

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費における水質調査費に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事施工に伴って発生する水質の変化等に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①水質調査費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：事業損失防止施設費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 地下水観測費	積算単位：式 or 回（回数） 契約単位：式 or 回（回数）
-----------------------	------------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費における地下水観測費に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事施工に伴って発生する地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するために必要となる調査費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①地下水観測費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：事業損失防止施設費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 事業損失防止施設費	積算単位：式 契約単位：式
--------------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事施工に伴って発生する騒音、振動等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
 - ①事業損失防止施設設置・撤去費
 - ②事業損失防止施設維持管理費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：安全費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 交通誘導員	積算単位：人日（総人数） 契約単位：式 or 人日（総人数）
----------------------	-----------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、安全費における交通誘導員に適用する。

2. 費用内訳

交通管理のための交通誘導員の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①交通誘導員労務費

なお、交通誘導員とは、警備会社の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務に従事するものをいう。

3. 積算条件

交通誘導員ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表3.1 積算条件

ユニット区分	積 算 条 件	
	勤務形態	交通誘導員区分
交通誘導員	昼間勤務	交通誘導員A
		交通誘導員B

4. その他

(1) 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。

(2) 警察協議等により総人数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：安全費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 安全管理員	積算単位：人日（総人数） 契約単位：式 or 人日（総人数）
----------------------	-----------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、安全費のうちの安全管理員に適用する。

2. 費用内訳

- ・鉄道等に近接した工事現場の出入口等に配置する安全管理員の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①安全管理員労務費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：役務費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 借地料	積算単位：式 契約単位：式
--------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、役務費における借地料に適用する。

2. 費用内訳

- ・現場作業場、材料置場等の土地借上げを必要とする場合に計上する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①借地料

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：役務費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 電力基本料金	積算単位：式 契約単位：式
-----------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、役務費における電力基本料金に適用する。

2. 費用内訳

・工事の施工に必要な電力の基本料金で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①電力基本料金

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：役務費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 電力設備工事負担金	契約単位：式 契約単位：式
--------------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、役務費における電力設備工事負担金に適用する。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 臨時電力の臨時工事費及び高圧電力甲等の工事費負担金

2. 費用内訳

・臨時電力の臨時工事費及び高圧電力甲等の工事費負担金の総称で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①電力設備用工事負担金

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：役務費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**用水基本料金**

積算単位：式

契約単位：式

1. 適用範囲

本資料は、役務費における用水基本料金に適用する。

2. 費用内訳

・工事の施工に必要となる用水の基本料金で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①用水基本料金

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：技術管理費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 土質試験費	積算単位：式 or 各単位（試験数量） 契約単位：式 or 各単位（試験数量）
----------------------	--

1. 適用範囲

本資料は、技術管理費における土質試験費に適用する。

2. 費用内訳

- ・土木工事施工管理基準に記載されている項目以外の試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①土質試験費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

当ユニットが発生する場合は特別仕様書に明記する。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：技術管理費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**地質試験費**

積算単位：式 or 各単位（試験数量）

契約単位：式 or 各単位（試験数量）

1. 適用範囲

本資料は、技術管理費における地質試験費に適用する。

2. 費用内訳

- ・工事の施工に伴い必要となる平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他の原位置試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①地質試験費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

当ユニットが発生する場合は特別仕様書に明記する。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：技術管理費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 軟弱地盤調査費	積算単位：式 契約単位：式
------------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、技術管理費における軟弱地盤調査費に適用する。

2. 費用内訳

・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①計器設置・撤去費

②測定・とりまとめ費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

4. その他

当ユニットが発生する場合は特別仕様書に明記する。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：技術管理費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 管水路継目試験費	積算単位：箇所（箇所数） 契約単位：式 or 箇所（箇所数）
-------------------------	-----------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、技術管理費における管水路継目試験費に適用する。

2. 費用内訳

- ・管水路における継目試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
 - ①管水路継目試験費
 - ②継目試験機の移動、試験に使用する水の運搬及び試験のための入退に要する時間等に係る労務

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：技術管理費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 溶接試験費	積算単位：枚（撮影枚数） 契約単位：式 or 枚（撮影枚数）
----------------------	-----------------------------------

1. 適用範囲

本資料は、技術管理費における溶接試験費に適用する。

2. 費用内訳

・管水路における鋼管類のX線による溶接試験に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

①現場溶接部X線検査費

②X線装置、暗室設備車、発動発電機、消耗品、フィルムの費用

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）
工 種：共通仮設費
種 別：技術管理費
ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 施工調査費	積算単位：式 契約単位：式
----------------------	------------------

1. 適用範囲
本資料は、技術管理費における施工調査費に適用する。
2. 費用内訳
 - ・施工調査の一部を施工業者等に委託する場合の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
 - ①施工調査費
3. 積算条件
土地改良工事積算基準（土木工事）による。
4. その他
当ユニットが発生する場合は特別仕様書に明記する。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：営繕費

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 監督員詰所	積算単位：式 契約単位：式
----------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、営繕費における監督員詰所に適用する。

2. 費用内訳

・監督員詰所の営繕に要する費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ① 監督員詰所設置・撤去費
- ② 監督員詰所維持・補修費
- ③ 監督員詰所の土地の借上げ費

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：共通仮設費

種 別：共通仮設費（率計上）

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分：**共通仮設費（率計上）**

積算単位：式
契約単位：式

1. 適用範囲

本資料は、共通仮設費（率計上）に適用する。

2. 費用内訳

・共通仮設費のうち、工種区分に従って所定の率計算により算定される費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(1) 運搬費

- ・質量20t未満の建設機械の搬入、搬出並びに現場内小運搬
- ・質量20t未満の建設機械の自走による運搬
- ・重建設機械(トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50 t 吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～51 t 吊))の分解、組立及び輸送に要する費用

(2) 安全費

- ・工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- ・不稼動日の保安要員等の費用
- ・標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ・夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範なダム工事及びトンネル工事を除く）
- ・河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- ・酸素欠乏症の予防に要する費用
- ・粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。）
- ・トンネル等における防火安全対策に要する費用
- ・安全用品等に要する費用
- ・安全委員会等に要する費用

(3) 営繕費

- ・現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- ・上記に係る土地、建物の借上げに要する費用

3. 積算条件

共通仮設費(率計上)の算定は下記により行うものとし、対象額ごとに求めた率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

共通仮設費(率計上) = 対象額(P) × 率(Kr(r))

ただし、率(kr(r))は下記算定式により算出された率による。

算定式

$$kr(r) = A \cdot P^b$$

kr(r) : 共通仮設費(率計上)の率(%)

P : 対象額(円) = 直接工事費(ユニット)の合計額 + 支給品費 + 官貸額

A, b : 変数値 (表1)

注1) kr(r)の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表1 共通仮設費 (率計上)

工事区分	変数値	
	A	b
管水路工事	320.8492	-0.2916
水路工事	320.8492	-0.2916

工事区分：間接工事費（ユニット）

工 種：一時中止に伴う費用

種 別：－

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 一時中止に伴う費用	積算単位：式 契約単位：式
--------------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、請負工事全体の一時中止、または工程上クリティカルパスとなる工種において一時中止をした場合の増加費用等に適用する。

取扱いについては、「工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて」（昭和59年2月14日付け59構改D第83号）」による。

1－1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 発注者が工事全体の一時中止、または、工程上クリティカルパスとなる工種において一時中止（一部一時中止）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合
- (2) 増加費用の範囲は以下のとおり。
 - ・ 工事現場の維持管理に要する費用
中止期間において、工事の再開に備え、工事現場の維持管理、労務者及び従業員並びに建設機械器具等の保持のために必要な費用とする。
 - ・ 工事現場の体制の縮小に要する費用
中止指示時点における工事現場の体制から中止した工事現場を維持管理するために最小限必要な体制まで縮小することにより不用となった労務者及び従業員並びに建設機械器具等の配置転換に要する費用とする。
 - ・ 工事の再開準備に要する費用
工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために労務者及び従業員並びに建設機械器具等の再転入に要する費用とする。

2. 費用内訳

- ・ 発注者が工事全体の一時中止、または、工程上クリティカルパスとなる工種において、一時中止（一部一時中止）を指示し、それに伴い発生する以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
 - ① 現場維持等に要する費用
 - ・ 工事現場の維持管理に要する費用
 - ・ 工事現場の体制の縮小に要する費用
 - ・ 工事の再開準備に要する費用

なお、本支店における増し分費用は含まない。

3. 積算条件

土地改良工事積算基準（土木工事）による。

3. 3 一般管理費等

工事区分：一般管理費等

工 種：－

種 別：－

ユニットコード：『工事工種体系』参照

ユニット区分： 一般管理費等	積算単位：式 契約単位：式
-----------------------	------------------

1. 適用範囲

本資料は、一般管理費等に適用する。

2. 費用内訳

- ・当該工事における企業の継続運営に必要な一般管理費及び付加利益の全ての費用を含む。

3. 積算条件

一般管理費等ユニットの算定は以下により行う。

工事原価	500万円以下	500万円を超え 30億円以下	30億円を超える もの
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式 により算出された率	7.22%

算定式

$$G_p = -2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531 (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率(%)

C_p ：工事原価(円) = 直接工事費(ユニット) + 間接工事費(ユニット)

注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4. その他

- (1) 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率の補正係数は、下表のとおり。

一般管理費等率の補正

前払金支出 割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。